



|              |                                                                                       |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| Title        | 満洲国の満系司法官に関する初歩的考察：戦後台湾との連続性と唸爾濱の断絶                                                   |
| Author(s)    | 三橋，陽介                                                                                 |
| Citation     | С е в е р. 2024, 40, p. 91-122                                                        |
| Version Type | VoR                                                                                   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/104621">https://hdl.handle.net/11094/104621</a> |
| rights       |                                                                                       |
| Note         |                                                                                       |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 満洲国の満系司法官に関する初歩的考察

## —戦後台湾との連続性と哈爾濱の断絶—

三橋 陽介<sup>1</sup>

### はじめに

「満洲国」は、帝国日本の傀儡国家であり、関東軍の将官らが軍事のみならず行政全般を掌握し<sup>2</sup>、その実質的な国家運営には多くの日本人官吏が指導的立場で携わっていた。それは司法機関においても同様であり、内地の司法機関に勤務する現職の判事・検事が概ね人事異動の一環として海を渡っていた。前半に日系司法官についての長めの先行研究の整理もあるが、本稿では、満洲事変以降、それまでの中華民国の司法機関に勤務していた中国人司法官がどこに逃げて、誰が留任し、中途採用と新卒の「満系司法官」（中国人）<sup>3</sup>はどこから来て、崩壊後は誰が司法機関を引き継いだのかに着目する。なお、ハルビンの司法機関についての検討は僅かに過ぎず、可能な限りでハルビンに赴任歴がある日系司法官を取り上げるが、満洲国司法の研究に手をかける初歩的なものであることを断わっておきたい。

執筆者はこれまで中国近現代史・東洋法制史の論文を書いてきており、本稿も、中国国民党政権（首都南京・臨時首都重慶）において党内最大派閥となる蒋介石派の「CC系」を後ろ盾にした「党員司法官」<sup>4</sup>の研究の一環であることをご理解いただきたい。

<sup>1</sup> 海上保安庁海上保安大学校講師・中国語教官。筑波大学大学院人文社会科学研究科東洋史学領域博士課程単位取得退学。専門：東洋法制史、中国近現代史、中国法。

<sup>2</sup> 山田朗『日本の戦争—歴史認識と戦争責任』（新日本出版社、2017年、66-67頁）には『満洲国』は、日本軍（関東軍）が軍勢力によって作り上げた国家であり、反満抗日運動に対する絶え間のない武力弾圧と監視をぬきにしては一日も存立し得なかった」、「『満洲国』建国後も関東軍と『満洲国』軍警は、これら反満抗日勢力を一樣に『匪賊』と呼び、武力討伐に明け暮れた」と書いてある。司法機関を取り巻いた軍憲兵・特別高等警察の動向についても目配りが必要と考えられる。

<sup>3</sup> 「満系」とは、満洲国在住の漢族、満洲族、蒙古族を一括して呼称したものであり、場合によっては日系以外を総称するものとして用いられた。山室信一『キメラ—満洲国の肖像 増補版』中央公論新社、2004年、168頁。

<sup>4</sup> 党員司法官とは、中国国民党の党務専従職員を前職に、党員司法試験（1935年）と党員司法官選抜審査（1938年）によって選拔され、司法院法官訓練所の第四届・第五届・第六届法官訓練班において司法研修を施された党務機関と司法機関を繋げる司法官を束ねた分析用語である。三橋陽介「日中戦争以前の中国国民党政権の司法官—司法の党化と党員司法試験」『比較法雑誌』42巻2号、2008年；同「日中戦争期の戦区検察官—中華民国重慶国民政府法制の一考察」『社会文化史学』50号、2008年を参照されたい。

## 1. 満洲国司法の連続

満洲国司法の先行研究と言え、上田誠吉『司法官の戦争責任—満洲体験と戦後司法』(花伝社、1999 年)が思い起こされる。同書は、満洲国に赴任した日本人の裁判官・検察官が、戦後日本の司法機関に「なにごとにもなかったように」復職し<sup>5</sup>、その多くが栄達していったことで、帝国日本の司法領域からの移行に際し、満洲国を介した「人的連続性」があったことを多くの人名を出して明らかにしている。

第三期の司法修習生であった倉田卓次裁判官(東京高裁判事、公証人)の『裁判官の戦後史』(筑摩書房、1987 年)には、1952 年 10 月の「東京地裁民事部配属表」があり、民事部ですら幹部裁判官のなかに満洲国帰りの前澤忠成<sup>6</sup>、千種達夫<sup>7</sup>の名前を見つけることができる。戦後に初任で裁判官になった判事補からすると、仰ぎ見ていた上席にあたり、全国各地への転勤のたびに満洲国司法部の経歴を持つ幹部裁判官が一定数いることを知ったと思われる。

司法官の戦争責任については、かつて大阪地方裁判所刑事部総括判事であった青木英五郎が『裁判官の戦争責任』(日本評論新社、1963 年)で「裁判官の戦争責任は、人が裁判官であることによって、戦争に協力したために負わねばならない責任である。」<sup>8</sup>、「治安維持法違反事件、その他の人権弾圧事件を取り扱った裁判官で、その当時の裁判としては正しかった、と思っている人は、かならずしも少なくはないであろう。」「また、戦後も自分が裁判官であることを、当然のように思っている人も多いことで

<sup>5</sup> 上田誠吉は、122 頁で「司法官たちはなにごとにもなかったように、再び日本の法服を着たのである。戦後補償を要求する多くの訴訟を見る度に、日本の司法官は侵略に加担した植民地経験をどのように受けとめているのか、という思いにかられる。」と記し、152 頁あとがきでも「彼らはなにごとにもなかったかのように、法服を着替えて戦後司法の法廷に座ったのでした。そのことは戦後司法のありようを、どこかで強く規定していたに違いありません」と締めくくっている。恐らくは、裁判所の運営にあたっていた面識ある上席の裁判官らが、後進として内部にいた上田誠吉の目には然したる反省もしていないように見えたということであり、その結果として本書の刊行があると捉えられる。

<sup>6</sup> 前澤忠成は、満洲国では最高法院審判官を経て、司法部民事司長、参議府秘書局長を務め、戦後は 1947 年から司法研修所所長となり、広島高裁長官で定年退官した。なお、『法曹』(1971 年)247 号～250 号の回想記については未確認である。

<sup>7</sup> 千種達夫は、満洲国では司法部参事官として家族法の慣習調査と立法作業にあたり、戦後は東京高裁判事を最後に退官後、弁護士登録ならびに大学教員となり、水俣病紛争処理委員会座長などを務めた。早稲田大学図書館には、子息で最高裁判所判事を務めた千種秀夫が寄贈した千種達夫文書がある。浅古弘(早稲田大学名誉教授)「解説：千種達夫文書について」(<https://waseda-eals.com/database-chigusa.html/index.html>) (2024 年 3 月 25 日閲覧)。

<sup>8</sup> 同書では、さらに続けて、「それは、彼がみずから治安維持法、不敬罪、新聞紙法、出版法、その他もろもろの事件にたずさわ、直接に人間の自由と尊厳とに対して侵害を加え、それによって戦争に協力したと否にかかわらない。たとえ、直接にはそれらの事件にかかわりをもたなかったとしても、裁判官であることによって、そのような裁判を肯定した、という点において責任を負わねばならないのである(責任の程度に違いはあるにしても)。」と書いてある。戦争責任については、赤澤史朗「戦後日本の戦争責任論の動向」(『立命館法学』274 号、2000 年)、成田龍一『増補「戦争経験」の戦後史—語られた体験／証言／記憶』(岩波書店、2020 年)などを参照されたい。

あろう。」と書き<sup>9</sup>、あとがきで以下の通りに執筆の動機を吐露していた。

「他の裁判官の誤判事件や多くの裁判例にあらわれる明治憲法的、官僚主義的な法意識に、嫌でも眼を向けねばならなくなった。わたしのように程度の悪い裁判官でもすることを、わたしの先輩、同僚がそのような法意識の清算をサボタージュすることが、わたしには国民に対する背信行為としか考えられないのである。わたしは、自分ひとりを守る、という裁判官の習性に我慢できなくなった。わたしは、『新しき酒は古き革に盛るべからず』という聖書のコトバを繰り返して考えた。裁判官全員の公正な任命のしなおいが必要である、とわたしは考えはじめた。しかし、もちろん、それは不可能なことである。せめてわたしにできることは、戦前の裁判官の古傷をあばき出すことであつた。」<sup>10</sup>

自分の負い目を少しでも軽くしたいとの自己批判の発表は、「いまさら戦争責任などといっても仕方がないではないか」と沈黙を守る人もあり、かつ「裁判官の掟を破る」と言っても他の人名を晒すこともなかったため、反響はあつたものの、「今になってあんなものを書くのは卑怯だ」と少しの裁判官が嫌がるくらいで治まったとみられる<sup>11</sup>。そして、青木英五郎の同書から 30 年以上が過ぎた頃、上田誠吉（第二期司法修習生）が、かつて満洲国に赴任していた約 300 人の日本人司法官の人名を<sup>12</sup>、戦後日本での主要な職名を入れて発表した<sup>13</sup>。高位の司法官が多く含まれていたことに加え、「戦前の司法官らは公職追放されてなかったのか」という驚きもあり、改めて戦前との連続性が広く再認識された<sup>14</sup>。

<sup>9</sup> 青木英五郎『裁判官の戦争責任』日本評論新社、1963 年、84 頁、85 頁、121 頁。

<sup>10</sup> 青木英五郎、注 9 前掲書、169-170 頁。

<sup>11</sup> 青木英五郎、注 9 前掲書、3 頁、167 頁。

<sup>12</sup> 青木英五郎の『裁判官の戦争責任』では、直接にはそれらの事件にかかわりをもたなかった裁判官も含み、責任の程度に違いはあるとしているが、上田誠吉の『司法官の戦争責任』では、帝国司法省属下の在朝法曹として同一職業である判事・検事のなかで満洲国に赴任したものを対象にしており、そこに明確な線引きがあつた。

<sup>13</sup> 満洲国に赴任した日本人司法官については、『元満洲国司法部関係者住所録仮』（田中秀、1951 年）、『元満洲国司法部関係者名簿』（田中秀、1959 年）などがあり、これに『大日本司法大観』（大日本司法大観編纂所、1940 年）、『司法大観』（法曹会、1957 年）、『日本弁護士名簿』（日本弁護士連合会、1957 年）などを組み合わせることで一段階深く調査できる。個別に目を落とせば、満洲国最高検察庁検察官を務めた緒方浩は、朝鮮人パルチザンの「討伐」にあたつた思想検事の一人で、戦後の公安調査庁発足時「顧問のような立場」であつたが、その子息は公安調査庁長官（1993 年～1995 年）を務めた緒方重威であり、満洲国で幼少期を過ごしている。ほかにも法曹になった満洲国帰りの子女はいくつかもいない。緒方重威『公安検察—私はなぜ、朝鮮総連ビル詐欺事件に関与したのか』講談社、2009 年、89-96 頁。緒方浩については、荻野富士夫『「満洲国」の治安維持法』（六花出版、2023 年、184 頁、216-217 頁）でも触れられている。

<sup>14</sup> 伊藤孝夫京都大学教授が、『戦時体制と法学者 1931～1952』（国際書院、2016 年）に収められた「日本現代法史における戦時法研究の位置」のなかで、青木英五郎、上田誠吉

なお、戦後日本の司法機関に復職して栄達をしたのは満洲国に赴任した司法官に限ったことでなく、軍部所属の法律家である「軍法務官」（法務将校）<sup>15</sup>は、より高みの重鎮ポストに辿りつき、最高裁判所長官 2 名、検事総長 1 名を出していた<sup>16</sup>。経歴の調査にあたった河村健夫弁護士は、「戦時中のレジームが、敗戦で途絶えることなく、戦後に引き継がれていった可能性がある。」と書いており<sup>17</sup>、ここでも戦前からの連続性が確かめられる。さらに、東京大学教授・早稲田大学教授で『中国の人民民主政権』（東京大学出版会、1965 年）を書いた福島正夫もまた「第三師団軍法会議裁判官、予審官、検察官」として満洲の地に赴任していた<sup>18</sup>。福島は法務部高級部員（部長代理）として、陸軍部内用の参考資料として回されてきていた思想関係の秘密書類を多数みていたと語っている。戦後生まれの法学者・法制史学者にとっても、満洲は思った以上に身近にあることを教えてくれる。

治安維持に関わる領域において戦前と戦後が連続していることは、「思想検事」<sup>19</sup>とともに治安体制の両輪とされた特別高等警察の上層部を占める「特高官僚」（旧内務官僚の一部）が訴追されずに公職追放を免れ、あるいは追放解除（逆コース）されていたことから容易に想像できることであった<sup>20</sup>。占領の終結を前に、反共陣営を強化

---

を軍法務官とあわせて取り上げたことで、戦前からの連続性については研究課題の一つとして当面の間は認識され続けると察せられる。

<sup>15</sup> 軍法務官の研究については『続・現代史資料（6）軍事警察』（みすず書房、1982 年）に収められる小川関次郎『ある軍法務官の日記』（みすず書房、2000 年）と、北博昭『軍律法廷—戦時下の知られざる「裁判」』（朝日新聞出版、1997 年）がある。さらに、『裁判官幹部人事の研究』（五月書房、2010 年、増補版 2020 年）で知られる西川伸一が「軍法務官研究序説—軍と司法のインターフェイスへの接近」（『政経論叢』81 巻 5・6 号、2013 年）、同「戦前期日本の軍法務官の実体的研究—軍法務官 193 人の実名とその配属先をめぐって」（『明治大学社会科学研究所紀要』53 巻 1 号、2014 年）、同『ある軍法務官の生涯：堀木常助陸軍法務官の秋霜烈日記・伊勢、旭川、善通寺、そして満洲』（風媒社、2023 年）を発表している。

<sup>16</sup> 軍法務官の経歴を持ち戦後の司法機関に復帰したもののなかに、最高裁判所の長官 2 名に判事 8 名、最高検察庁の検事総長 1 名に検事 4 名がおり、こうした注目につながったと考えられる。

<sup>17</sup> NHK 取材班・北博昭『戦場の軍法会議—日本兵はなぜ処刑されたのか』NHK 出版、2013 年、234 頁。

<sup>18</sup> 福島正夫『福島正夫著作集 第 7 巻』勁草書房、1993 年、44-49 頁。福島正夫が軍法務官であったことは、前掲の伊藤孝夫「日本現代法史における戦時法研究の位置」でも指摘されている。福島には法制史のみならず、法社会学、比較法学、社会主義法学などで数々の業績があり、同著作集の編集メンバーを見ても吉井蒼生夫、利谷信義、丹羽邦夫、清水誠、戒能道厚、藤田勇、西村幸次郎とあり、孫弟子曾孫弟子も少なくない。戦後生まれの中国法の研究者にとっても福島正夫『中国の人民民主政権 その建設と過程と理論』（東京大学出版会、1965 年）、同『中国の法と政治—中国法の歴史・現状と理論』（日本評論社、1966 年）は必読書である。

<sup>19</sup> 「思想検事」については荻野富士夫『思想検事』（岩波書店、2000 年）を、特別高等警察については荻野富士夫『特高警察』（岩波書店、2012 年）を参照されたい。

<sup>20</sup> 荻野富士夫『「戦意」の推移—国民の戦争支持・協力』（校倉書房、2014 年、280-296 頁）に収録の「なぜ東京裁判で『特高警察』は裁かれなかったのか」を参照されたい。

するため、「特高官僚」、「思想検事」などの追放解除が進められ、「特高官僚」3名が警視總監に昇進したほか、40名が国会議員に選出され、旧内務官僚らしく、多くのものが地方の知事・副知事・部長などになっていた<sup>21</sup>。一方の「思想検事」も戦後の公安検察の形成にあわせて要職を押さえ、2名が検事総長まで昇進した<sup>22</sup>。戦後日本政治的一幕であるが、当然のことながら、東洋法制史、中国近現代史研究の射程には入ってこない。しかしながら、「特高官僚」の誰それが戦前に満洲国治安部の次長を務めていた<sup>23</sup>、或いは「思想検事」の誰それは哈爾濱高等検察庁の検察官であったというように、満洲国や対日協力政権での赴任歴があるとわかれば、現代の大多数の中国人は、その瞬間から政治的な対応を迫られることになり、「日本の戦争責任」を強く意識して警戒を始め、周囲に合わせた「正解」を選びとることしかできなくなる<sup>24</sup>。

上田誠吉が日本語で書かれた回想録や先行研究を参照して整理した通り、すでに日本語文献だけでも「司法官が『満洲国』でなにをしたのか」が大筋で明らかになっている。近年の実証的な先行研究として第一に位置づけられるのは、『「満洲国」の治安維持法』（六花出版、2023年）<sup>25</sup>に至るまでの荻野富士夫による一連の研究である。

荻野富士夫によれば、満洲国は、独立国家としての体裁を整え、近代的法治国家を標ぼうするために、かたちだけは帝国日本と異なる国家体制・法体系を作っていたが、治安体制においては、警察・検察・裁判・行刑に至るまで実質的に日本に範をとったものであり、人的にも関東軍および日系官僚によって構築・運用されていた<sup>26</sup>。『「満洲

<sup>21</sup> 柳河瀬精『告発戦後の特高官僚—反動潮流の源泉』機関紙出版、2005年、52-54頁、79-83頁、86-88頁、167-176頁。

<sup>22</sup> 荻野富士夫、注19前掲書、200頁。

<sup>23</sup> 1937年から1940年まで満洲国に赴任し、治安部次長と総務庁次長を務めた薄田美朝は、特高官僚の一人であり、帰国後は群馬県と鹿児島県の知事となり、1943年には警視總監に昇進した。戦後は公職追放されるも、北海道選出の衆議院議員を3期務めた。薄田美朝は、岸信介（産業部次長）と同時期に満洲国におり、岸信介が1939年に総務庁次長となり離任した際には、その後任を任されていた。なお、清水聡『気骨の判決—東條英機と戦った裁判官』（新潮社、2008年、97-100頁、115-116頁）には、1942年の衆議院議員選挙（鹿児島県第二区）の選挙妨害の訴えに、鹿児島県知事であった薄田美朝が裁判所に呼び出されて喚問されるものの、直ちに警視總監に異動しており、一方で尋問にあたった吉田久大審判判事に、特別高等警察の尾行や監視が行われたと書かれている。

<sup>24</sup> 軍人軍属として直接的に加害に従事してなくとも、官吏として侵略の一翼を担っていたという記録は、中国の人々がこれまでに習ってきた知識と結びつき、「どこかで中国人を不幸にしていた」と容易に連想させるもので、近年の日本人研究者があまり意識しないところである。戦後の中国人であれば、戦前の帝国日本による中国侵略を強く批判することは当然のことであるが、当時中国に赴任していた日本人個人に焦点をあて、過去を細かく実証的に明らかにしながら追及し続けていくことは誰でもができることではない。中国人が当時そこにいた多くの日本人を批判していくとなると、仕方なく付き従った中国人も、周囲にいた人々についても含めて検証していくことになり、戦後80年ともなれば、三世代四世代の子孫になっている。文革を思い起こし、かつ同郷の他人を批判することで発生する不利益もあり、相手方によっては自分と家族親戚だけの問題で収まらないことも予測できるため、人名を列挙して掘り下げることは慎重になる。

<sup>25</sup> 同書は、植民地台湾及び朝鮮を含む「治安維持法の歴史シリーズ」の第6巻。

<sup>26</sup> 荻野富士夫、注13前掲書、2頁。

国」における抵抗と弾圧―関東憲兵隊と「合作社事件」』（日本経済評論社、2017 年）の序論では、「[19] 33 年 8 月の皆川治広司法次官の『満洲国』視察後、古田正武（大審院検事）の司法部総務司長就任を筆頭に、日本人司法官が大量に出向ないし転官し」、「[19] 39 年には『思想検事』のエース格であった大審院検事平田勲が最高検察庁次長に就任し、実質的に司法のトップとして辣腕を振るうことになる。」と記していた<sup>27</sup>。そして思想検事の一人であり、哈爾濱高等検察庁の真田康平検察官<sup>28</sup>が、1941 年 7 月の「思想実務家会同」での報告で、「共產軍に対する討伐は、主として武力に依るを要しますが党に対する討伐は政治に依らなければならぬ。〔中略〕其の政治とは何を言うか。〔中略〕最も重要なものは司法に依る討伐所謂司法討伐であります。〔中略〕故に私共満洲国の思想事務に携はつて居る者は時に武装して危険な地区に突進し日本軍の銃剣の保護の下に事件処理に従事して居る。」と耳慣れない「司法討伐」について語るところを抜き出し<sup>29</sup>、書類仕事だけではないことを浮き彫りにしていた。

山室信一『キメラ 満洲国の肖像』（中央公論社、1993 年、増補版 2004 年）は、満洲国の法と政治についての必読書であるが<sup>30</sup>、荻野富士夫は、『「満洲国」の治安維持法』の執筆にあたりこれを読み直し、「憲兵や警察は司法機関に送り込むまでの内偵捜査・検挙・取調を担った」もので、「治安維持法による処断の主役は、日系の検察官と審判官（裁判官）、すなわち思想司法部門であった」、「日系司法官こそ文字通り「法匪」と呼んでもよいだろう。」と語っている<sup>31</sup>。

山室信一は、『「満洲国」の研究』（京都大学人文科学研究所、1993 年）<sup>32</sup>に収録された『「満洲国」統治過程論』において、満洲国の「傀儡性」を正面から論じる際に、帝国日本との官僚交流と人事配置を取り扱い、満洲国の各機関における総数と日系占有数を明らかにしている。満洲国官吏になるために帝国司法省を一時的に「退官」したものは 1940 年頃までに 144 名（全体の 1/4 強）もあり<sup>33</sup>、満洲国の司法部には 66 名／員数 132 名、最高法院に 30 名／員数 35 名、最高検察庁に 40 名／員数 33 名が赴任していたことを統計表で示していた<sup>34</sup>。ここで注目しておきたいのは、満系職員（中国

<sup>27</sup> 荻野富士夫「『満洲国』の治安・司法体制―『抵抗と弾圧』の背景」荻野富士夫・児嶋俊郎・江田憲治・松村高夫著『「満洲国」における抵抗と弾圧―関東憲兵隊と「合作社事件」』日本経済評論社、2017 年、11 頁。司法官大量任用と平田勲については、荻野富士夫、注 13 前掲書、170-176 頁で詳細に論じている。

<sup>28</sup> 真田康平は、戦後は新潟地検の次長検事を最後に退官し、東京で弁護士になった。

<sup>29</sup> 荻野富士夫、注 27 前掲書、11 頁。

<sup>30</sup> 近著としては、山室信一「総力戦体制化と満洲国そして石井部隊」（吉中丈志編『七三一部隊と大学』京都大学学術出版会、2022 年）がある。

<sup>31</sup> 荻野富士夫、注 13 前掲書、5-6 頁。

<sup>32</sup> 同書は、京都大学人文科学研究所で 1987 年から 1992 年まで 5 年にわたって実施された共同研究『「満洲国」の研究』の成果物である。

<sup>33</sup> 原史料のタイトルは「満洲国官吏ト為ル為退官者人員調」。山室信一『「満洲国」統治過程論』119 頁には、陽明文庫蔵『近衛文麿公関係資料』所収とある。作成時点は推定。

<sup>34</sup> 山室信一、注 32 前掲書、114-115 頁。出典は、上海・復旦大学所蔵の『偽「満洲国」官吏国籍統計表』（出版社不詳、1935 年 12 月）。員数の違いは兼任のためと資料の別と思われる。

人)の人数である。司法部は満系の占有率を50%にするために日・満系職員は同数の66名であったが、最高法院は3名、最高検察庁も3名であった。なお、満洲国政府発表の1936年3月31日時点での委任官以上の官吏数は、中央4652名、地方2141名であり、日系占有率はそれぞれ50%未満の48%と45%であった。これだけ見ると日系職員が半数弱という印象を持てるが、中央機関の上層幹部に限ったものであり、委任官以下の大量の満系職員を含めれば圧倒的な人数差は言うまでもない。満洲国中央(新京)から離れた地方機関ではより顕著で、派遣された日系職員らは少数であれば常に危機感を抱き、軍部・警察・司法を頼りにした構図も浮かび上がる。

満洲国に赴任してきた日系職員らの司法機関における任用状況については、『満洲国』の研究』所収の副島昭一『満洲国』統治と治外法権撤廃』に詳しい。142-143頁の表1「司法部職員内訳」(1935年末)、表2「司法部日本人職員数」(1937年11月)、表5「日本人司法官数(法院・検察庁配置)」(1934年・1935年)、表6「司法職員配置表」(1937年5月1日現在)を見ると、日系職員が満洲国の司法機関で如何なる職位についていたのかを統計で知ることができる。表6によると、北平で盧溝橋事変が起こる前の1937年5月時点の司法機関の職員は、日系職員420名、満系職員(中国人)1346名の計1766名、内訳は、審判官・検察官518名(日系司法官82名/満系司法官436名)、書記官937名(日系職員174名/満系799名)<sup>35</sup>、翻訳官164名(日系職員86名/満系職員78名)<sup>36</sup>、執行官66名(日系職員33名/満系職員33名)、雇員45名(日系職員のみ)であった。その一方で、表3「司法部法学校職員内訳」(1935年末)、表4「司法部法学校学生数」(1937年12月)、表8「司法官・刑務官留学生数」(1934年・1935年・1936年・1937年)、表9「中国人司法・刑務官の日本派遣」(1934年・

<sup>35</sup> 日系書記官は日系司法官よりも多数であり、満洲国司法で果たした役割も大きい。今後の課題の一つである。

<sup>36</sup> 満洲国では、司法機関の翻訳官が多いことに驚いた。汪精衛政権では、日本人司法官が常勤職員として入り込んでおらず、内面指導はあっても中国語で日常業務を行っているせいかもしれない。岡部芳彦「フリホリー・クペツィキーと日本人—1937年のウクライナ民族主義者組織グループ来日とハルビンでの活動」(<https://kobegakuin-economics.jp/wp-content/uploads/2021/09/WP-No30.pdf>, 2024年3月25日閲覧、9頁、23頁)では、哈爾濱高等法院の翻訳官であった井上喜久三郎を取り上げている。井上喜久三郎は、関東軍情報部(ハルビン特務機関)の所属であるということで、興味深い。その後の『満華職員録』(満蒙資料協会、1941年)では、哈爾濱高等法院及び哈爾濱高等検察庁の書記官として、小串任(ロシア法政大学卒)、幸村市太(北京育英学堂中国語普及学科卒)、別役憲夫(東京外大露語部卒)、島田元麿(東京外大露語部卒)、松尾信市(北京同学会語学校卒)と語学系の学校を卒業したものを確認できる。翻訳官の昇進として書記官があるのか、単なる職種の違いで異動できるのか、今後の課題としたい。なお、満洲国の禁煙部門にいた薬剤師の山像虎興は、高級軍人の匙加減1つで内地より抜擢された陸軍特別情報員であり、諜報に従事していたその他の翻訳官も偽名で活動していたかも知れず、回顧録と帝国日本での人事記録を組み合わせることが必要かも知れない。俄文法政専校を卒業し、哈爾濱高等法院の翻訳官(1927年7月～1928年3月)をしていた何俊は、中東鉄路を経て日中戦争期には国民革命軍の陸軍大学で中校教官としてロシア語を教え、軍事委員会外事局で翻訳に従事していた。「何俊」(129000103556A)「軍事委員会委員長侍従室档案」国史館蔵。

1935年・1936年・1937年）は、満系職員（中国人）についての情報が多い。表3と表4は、司法部法学校の教職員内訳と学生数、表8は幹部人材育成のための日本留学、表9は幹部司法官の日本視察であり、満系司法官らをより帝国日本に取り込むための試みがなされていたことを明らかにしていた。しかしながら、今後の研究としては、様々な数値を把握した上で、満洲国において満系（中国人）の誰が学生として選拔され、誰が教育にあたり、誰が幹部人材として有望視され、誰がすでに中堅幹部以上であったかを個人の人生に焦点を当て、満洲国の崩壊後を含めて実際はどうであったのかを追跡し、同時期にはわからなかった政策の成否を検証する段階にある。なかには、中国国民党の、或いは中国共産党の地下黨員であったものもあり、道半ばで倒れるものの、戦後台湾で頭角をあらわすもの、共産党中国に尽くすものもいたであろうし、後進を育てたものも、子孫が成功しているものも少なくないのではないかな。

満洲国司法の研究にあたり、問題となるのが資料の存在であり、大枠について触れておきたい。中国近現代史の民国研究では、地域差はあるものの中国国民党政権の歴史档案の公開が進んだことで一次史料の発見を伴う実証研究が推奨されてきたが、旧満洲国の東北地域に限っては、地方档案馆において外国人も閲覧できる一次史料が少数で、研究課題によっては進め難いものがあり、満洲国司法はその一つであった。山本有造編『「満洲国」の研究』（京都大学人文科学研究所、1993年）に収録される井村哲郎『「満洲国」関係資料解題』で示されるように、資料は各地に大量に様々な形で所蔵されているが、司法に関しては軍事や政治、或いは「阿片」<sup>37</sup>と同様に極めて僅かであった。それは帝国日本の敗戦時と同じく、満洲国の崩壊時に、罪責の証拠を隠滅するために文書の徹底的な焼却を図ったからであり、掘り出された焼け残りの文書は極めて少ない<sup>38</sup>。加えて焼却を免れた文書とともに中国東北地域にある地方档案馆に所蔵されると、政治的文書は外国人研究者には閲覧・複写の許可が下りないため、中央档案馆・中国第二歴史档案馆・吉林省社会科学院合編『日本帝国主義侵華档案資料選編 偽滿傀儡政権』中華書局、1994年のように中国側が編纂して資料集として刊行するまで何もわからないままであった。

そこで満洲国時期に作成された公文書ではないが、荻野富士夫も史料として依拠し

<sup>37</sup> 満洲国の「阿片」については、山田豪一著・森久男校閲解説『続・満洲国の阿片専売』（汲古書院、2021年）を参照されたい。第二部として収められている「山像虎興回顧録—満洲国阿片専売私記」は満洲国の阿片政策の内部にいた陸軍特別情報員の記録であり一読に値する。内務官僚の品川主計と満洲国の立法院院長となる趙欣伯の対立を1つととっても、軍部の意向が他機関の人事を動かしていたことが窺い知れる。山像虎興は、長崎医専で薬学を学んだ薬剤師であり、モルヒネ・ヘロインの恐ろしさをよく知っているだけに、在満日本人の麻薬密売屋の横行には心底、憤激したと記していた。そうすると、満洲国に赴任した日本人司法官のなかにも同様に、阿片をめぐる不完全な取締りに違和感を持つものもいたであろう。しかしながら、財政のための軍部了承の国策と言われれば、抵抗もできずただ横目に見て意識しないようにしたと察せられる。民国後期の阿片流通と取締機関及び関連裁判については、今後の課題としたい。

<sup>38</sup> 荻野富士夫、注13前掲書、9-11頁。

た資料群が、「撫順戦犯管理所」<sup>39</sup>で作成された日本人戦犯の自筆の「供述書」と「手記」である<sup>40</sup>。『侵略の証言—中国における日本人戦犯自筆供述書』（岩波書店、1999年）には、新井利男「供述書はこうして書かれた」、藤原彰「日中戦争史と供述書の位置」、豊田雅幸「戦犯供述書の全体像」とともに、中井久二（満洲国司法部司法矯正総局長）、横山光彦（哈爾濱高等法院次長）<sup>41</sup>、日本人司法官2名の供述書が収録されている<sup>42</sup>。

日本人戦犯の供述書はこのほかにもあり、中央档案館編『中央档案館蔵日本侵華筆供選編』の第1輯（全50巻：価格550,000円）が2015年に、第2輯（全70巻：価格770,000円）が2017年に公刊され、計842名の供述書を収録している。しかし、残念なことに、満洲国の日本人司法官の供述書については、今もって大半が公開されてい

<sup>39</sup> 撫順戦犯管理所については中国帰還者連絡会訳編『覚醒—撫順戦犯管理所の六年』（新風書房、1995年）、新井利男資料保存会『中国撫順戦犯管理所職員の証言—写真家新井利男の遺した仕事』（梨の木舎、2003年）、金源著、大澤武司監修、中川寿子訳『撫順戦犯管理所長の回想—こうして報復の連鎖は断たれた』（桐書房、2020年）がある。あわせて姫田光義「中国共産党の捕虜政策と日本人戦犯」（新井利男・藤原彰編『侵略の証言—中国における日本人戦犯自筆供述書』岩波書店、1999年）、大澤武司『毛沢東の対日戦犯裁判—中国共産党政権の思惑と1526名の日本人』（中央公論新社、2016年）を参照されたい。私事であるが、執筆者にとって姫田光義先生は、中央大学経済学部のとさからの師であり、北京の中国人民大学と中央財經大学、上海の復旦大学に留学中も目をかけてもらった。執筆者の帰国後は、筑波大学大学院に進学するまで中央大学日中関係発展研究センターで先生の秘書役を務めた。大澤武司さんは李廷江先生のゼミ（中央大学大学院法学研究科）の先輩である。執筆者は中国国民党政権の「司法の党化」や中国法を専門としており、不肖ながら上記の研究成果を読み込めていないが、姫田光義先生に満系司法官（中国人）の論文を書き始めたと伝えと、満系職員の研究はできていなかったと喜ばれた。今後の課題としては、まずは日本人司法官の記録から満系職員（中国人）について書かれたものを抜き出し、次に満洲国の司法機関に勤務していた中国人司法官・書記官のそれぞれの戦後について資料収集にあたり、そのなかで撫順戦犯管理所とのかかわりや、司法機関の内部に中国共産党あるいは中国国民党の地下党員が潜入していたのかなどをみていきたい。

<sup>40</sup> 井村哲郎「〔解説〕憲警統治の実態」（新井利男・藤原彰編、注39前掲書、181頁）では、自供書を読む際の注意点として、細かな点での記憶違いや書き落としがあり、数値については可能な限り統計と照合して正確なものにしていくということと、自述書であることから自己の体験以外のことをほとんど記していないことに触れ、司法の全体像を描こうとする際には、他の資料や研究によって補う必要が生じると指摘する。

<sup>41</sup> 横山光彦は1961年8月に釈放され、帰国後復職して東京簡易裁判所判事などを務め、退官後は東京で弁護士となった。ソ連、中国での16年にわたる抑留・受刑の記録は、『望郷—元満洲国裁判官の抑留受刑記』（サイマル出版、1973年）にまとめられている。

<sup>42</sup> 新井利男「供述書はこうして書かれた」（263頁）によると、本書は、1956年に中国で行われた日本人戦犯裁判で有罪判決を受けた45名の中の9名と不起訴になった高級副官1名、合わせて10名の「筆供自述」＝供述書の一部をまとめたものである。いずれも中国侵略を推進し、数々の残虐行為を指揮した将軍や「満洲国」高官が自ら筆を執ったもので、当事者にしか知り得ない種々さまざまな戦争犯罪が赤裸々に綴られている。起訴された45名のうち、司法官についてみると、中井久二、横山光彦のほか、杉原一策（司法部刑事司長）と溝口嘉夫（哈爾濱高等検察庁検察官）がいる。

ないようである<sup>43</sup>。

次に、日本国内の満洲国の司法文書であるが、第一に国立公文書館のアジア歴史資料センター (<https://www.jacar.go.jp>) があり、各大学図書館所蔵の紙資料がある。さらに近年では、国会図書館のデジタルコレクション (<https://dl.ndl.go.jp>) により、戦前に発行された岩村通世『満洲国の司法制度』(中央満蒙協会、1936 年)、満洲国国務院総務庁情報処編『領事裁判権の撤廃に関する司法部の整備状況』(満洲国国務院総務庁情報処、1937 年)、大野實雄『満洲国司法制度の素描』(不詳、1941 年)といった稀少な資料類を一瞬で閲覧・複写できるようになった<sup>44</sup>。しかも、『満洲国政府要人調』(外務省情報部、1933 年)、『満洲官民職員録』(多田商会、1934 年)、『満華職員録』(満蒙資料協会、1941 年)など名簿類も充実している<sup>45</sup>。部内文書に人物調査、さらに『法曹会雑誌』(15 卷 9 号、1937 年 9 月)に収録された長島毅(司法次官)、辻朔郎(司法書記官)、高田正(司法書記官)による「満洲国視察談」などを組み合わせることで、満洲国司法の外枠を描き出すことはできそうである。加えて、2016 年には、ゆまに書房が、松本和久編集で『「満洲国」公的機関収蔵図書目録 第 5 巻 満洲国司法部図書分類目録』(価格 23,000 円+税)を刊行しており、満洲国司法部にどのような書籍が持ち込まれ、何を参照して立法にあたっていたのかもわかるようになった。

満洲国の立法に関する近年の先行研究としては、樋口秀実「満洲国における『国家』と『自由』—『人権保障法』の制定をめぐる」(『國學院雑誌』123 卷 3 号、2022 年)、西田真之「満洲における妾をめぐる立法状況の点描」(『法学研究』105 号、2018 年)、小野博司「満洲国親属継承法と林鳳麟」(瀧口剛編『近現代東アジアの地域秩序と日本』大阪大学出版会、2020 年)がある。樋口秀実によると、満洲国の「人権保障法」は治安維持や対日協力獲得のための宣伝効果を狙って作成されたものであり、満洲国において人民に認められる自由とは地方自治の問題であり、南北地域で異なっていた。西田真之によれば、満洲国における一夫一婦容妾制は、日本及び中国の影響を窺える一方で、両国とは相違する部分も生じた。その要因は、満洲では、数多くの日本人法学

<sup>43</sup> 荻野富士夫、注 13 前掲書、13 頁。なかには帰国後直ぐに撫順戦犯管理所で作成した供述書は処罰を逃れるための方便であったと全否定するものもいた。東京地裁判事に復職した飯守重任は、東京帝国大学教授で、第 2 代の最高裁長官を務めた田中耕太郎の実弟であることから名を知られており、鹿児島地裁・家裁所長を最後に退官し、京都産業大学教授を務めた。世界的指揮者の飯守泰次郎は次男。供述書は未だ非公開である。補足できることとしては、飯守重任が満洲国時代に目をかけていた若手の満系司法官に梁肅戎がいる。梁肅戎については、本文で後述するが、中国国民党の地下黨員であり、戦後台湾では「国会議員」にあたる立法委員となり、戦後日台の結びつきを深くし、1990 年には立法院院長を務めた。飯守重任の「反共」は、クリスチャンということもあるが、中国国民党寄りということかも知れない。

<sup>44</sup> このほか、司法部総務司文書科編『全国司法会議記録』(司法部総務司文書科、1935 年)などの部内文書から、満蒙事報社編『人を求むる新大陸は招く満洲の就職手引き』(東亜書房、1936 年)など背景が浮かぶ文書を閲覧・複写できるようになった。これらも第一級資料である。

<sup>45</sup> 台湾では、2016 年に蔡登山主編で、人事興信所『康德元年版満洲国名士録』(人事興信所、1934 年)が復刻されている。

者が立法に関わり、さらに千種達夫（司法部参事官）らが積極的に慣習調査や女性からの意見を聞く座談会を行って法文に反映させ、加えて「中華民國民法」（1930 年）の規定にも配慮したためであったとしている。小野博司は、満洲国親属継承法は、日本人司法官である千種達夫、中国人司法官の朱廣文（司法部参事官）、台湾出身で九州帝国大学を卒業して戦後は台湾に戻る台湾人司法官の林鳳麟（司法部事務官）<sup>46</sup>によって起草されたことを明らかにする。起草過程に焦点を合わせて堅実・丁寧に解明しながら、起草にあたった林鳳麟らの人物説明も遺漏なく行い、さらには台湾との接点も浮かび上がらせており、満洲国司法を内部から見た気にさせるほどの精度である。満洲国司法が、日本人司法官の指導下に、日本語で、旧日本法を基礎に推進されていたことは間違いないが、小野博司の先行研究が示す通り、立法及び法の運用にあたっては満系司法官との協同であることも確かなことであった。

そして、満洲国の司法についての稀少な先行研究としては、吳迪「馮涵清と旧満洲建国初期の司法体制の整備」『北東アジア地域研究』28 号、2022 年がある。吳迪によると、満洲国初代司法部総長の馮涵清と中国人司法官らは、建国初期における司法体制の整備に大きな貢献を果たし、その後の司法のあり方を方向付けた。吳迪は、これまでの先行研究では、まだ十分に重要視されていないと主張する。確かに、従来までの先行研究では、吳迪が「貢献を果たした」とまとめたように、馮涵清を代表とする中国人司法官らを主体として捉えることは管見の限りなかった。それは、満洲国が括弧付きとはいえ独立国であり、構成員の中国人らが従属的とはいえ、自らの国家の司法体制の構築に努めるのは枠組みとしては通常で、それほど重要視されるものではないということかも知れない。しかしながら、馮涵清が傀儡国家の司法部総長になるということは、侵略してきた帝国日本に投降することで榮華を享受し、関東軍の当該時の首脳部の意向に従うことを意味しており、実際に漢奸裁判にかけられてなくとも戦後の政治的評価では「漢奸」に認定され得る生き方であったことを詳らかにする。したがって、馮涵清ら中国人司法官らの満洲国への貢献は、遠からず関東軍、そして帝国日本への貢献としての一面もあり、現在の中国にあつては、満洲国官吏となった中国人らを帝国日本に取り込まれたとして糾弾すべき存在に位置づけていることから、こうした研究は長く忌避されていたと察せられる。吳迪の研究は、取り上げられてこなかった満系司法官について一石を投じたものであり、波紋は広がっていくと思われる。

以下では、満洲国当該時と現在の国内外の政治的評価を意識した上で、中国語資料も使いながら満系司法官に焦点をあてて考察を進める。

<sup>46</sup> 人事記録としては、「林鳳麟」（129000110628A）「軍事委員会委員長侍従室档案」国史館蔵がある。林鳳麟もハルビンに赴任し、哈爾濱地方法院の審判官（1937 年 7 月～1939 年 4 月）を務めていた。戦後台湾では、立法に通じているとして 1949 年 9 月まで台湾省行政長官公署並びに台湾省政府の参議に任命されたが、中国国民党政権の台湾中央化以降は台湾省合作金庫に異動し、副總經理〔副頭取〕、理事会常務理事まで昇進した。中国国民党に入党の記録はない。許雪姬（羽田朝子・殷晴・杉本史子訳）『離散と回帰—『満洲国』の台湾人の記録』東方書店、2021 年、156-157 頁、465-466 頁。

## 1.1 東北から脱出する中国人司法官

満洲国の建国以前、南満洲鉄道株式会社庶務部調査課の課員水谷国一による『奉天省に於ける司法制度』（南満洲鉄道株式会社、1927年）には、1925年9月時点での東北三省を含む北京政府下の中国人司法官の学歴と経歴の統計表が収録される<sup>47</sup>。それによると、奉天省87名、吉林省77名、黒竜江省31名に、東省特別区域31名、内蒙（熱河、綏遠、察哈爾）32名とある。数値のない7省を除く16省の合計は995名であり<sup>48</sup>、東北三省には東省特別区域を含めて226名、全体の2割強いたことがわかっている。その内、司法機関に15年以上在職が3名、10年以上15年未満在職が107名と、約半数がベテランの域に達していた。そして学歴をみると202名は国内の法学教育機関で旧日本法の要素が大いにある清朝・民国の法学を学び、24名が帝国日本に留学して旧日本法を学んでいた。

さりとて、東北三省の中国人司法官が変動なく満洲国建国を迎えたのではなく、その間には国民革命軍による北伐があり、中国国民党政権が中央政権として南京に成立したことで、「革命軍の北伐、司法官の南伐」と言われるように、北京政府で在朝法曹に採用されたものが次々と新政権での官職の保全を求めて南に下った<sup>49</sup>。北京政府の司法機関では、確かに「司法の独立」を掲げていたが、軍閥の任免により高位高禄を得ていたものも少なくなく、そこに中央司法機関ならびに地方司法機関の要職に空きがあるとなれば、上位層の幹部司法官であっても「司法は党の決定する政治の下にあるべきだ」としていた中国国民党政権に取り込まれていった。そして東北三省の司法機関には、広東・武漢以来の中国国民党政権の司法官らが僅かながらも通常の人事異動として配置されていった。

そこで起きたのが、満洲事変からの満洲国建国である。ハルビン在住の弁護士である柏田忠一は<sup>50</sup>、『日満法曹協会創立記念誌』（日満法曹協会、1934年）において、当時の混乱に際し、多くの中国人司法官らが帝国日本の占領下に入る東北地域から中国国民党政権の統治区などに逃亡、あるいは帰還したりしていると伝えている。最高法院（東北分院）の推事16名中、残ったものは僅かに4名で、奉天の高等法院では20

<sup>47</sup> 佐田弘治郎編『奉天省に於ける司法制度』南満洲鉄道株式会社、1927年、49-50頁。

<sup>48</sup> 司法官についての報告を上げなかった省は、湖南、広東、広西、四川、貴州、雲南、新疆の7省であり、報告をあげたのは京師、直隸、山東、山西、江蘇、安徽、河南、江西、浙江、湖北、福建、陝西、甘肅の13省である。

<sup>49</sup> 李在全「“革命軍北伐、司法官南伐”—1927年前後の政権鼎革与司法人事延続」『近代史研究』2021年。北京政府採用の司法官らは、留用されたことを忘れていたのか、中国国民党政権の内部で、「司法の不党」を掲げて司法機関を乗っ取る流れを形成した。司法院院長の居正らは、これに危機感を抱き、司法行政部部長の羅文幹を追いつき、改めて「司法の党化」を推進していった。その後の展開については、三橋陽介「日中戦争以前の中国国民党政権の司法官—司法の党化と黨員司法試験」（『比較法雑誌』42巻2号、2008年）を参照されたい。

<sup>50</sup> 柏田忠一は、大正3年（1914年）より7年間上海の会審衙門で弁護士を務め、中央公論において「列強に先んじて対支領事裁判権の撤廃を提唱せよ」と主張していた。柏田忠一「満洲国の治外法権撤廃問題に就て」『日満法曹協会創立記念誌』日満法曹協会、1934年、44頁、51頁。

余名の推事から 10 数名が離任した。ハルビンほか吉林、察哈爾はそれほどでもなかったが、離任者が出たことで満洲国では一時的に司法官が不足した。在野法曹の律師（弁護士）より抜擢したほか<sup>51</sup>、書記官のなかから審判官や檢察官に引き上げたことも相当にあると記されていた。満洲国・満洲帝国以降の大同 2 年（1933 年）6 月から康德元年（1934 年）5 月末までの 1 年間で、審判官 22 名、檢察官 13 名が満洲国の司法機関を退職しており、恐らくは中華民国に帰還したとみられている<sup>52</sup>。

満洲国成立前後に土地を捨てて圏外に脱出し、帝国日本には与しないという政治的選択をした壮年と青年を見ていきたい。

戦後台湾で内政部部长（1954 年～1958 年）となる王徳溥は<sup>53</sup>、陳果夫・陳立夫兄弟の「CC 系」幹部の一人であるが、壮年時、1931 年まで察哈爾高等法院の首席檢察官を務めており、東北司法に通じていた<sup>54</sup>。遼寧区域の国民大会代表で、東北旅京同郷会常務理事を務め、立法委員（遼寧省）にも選出されている。民国前 15 年（1897 年）生まれで、貫籍が奉天承徳の王徳溥は、直隸公立法政専門学校を卒業後、1919 年に直隸高等檢察庁に見習書記官として採用され、12 年の間に小主管、老典吏、軍法官、司法會計、法院書記官長、典獄長、税捐局長などを務め、ハルビンでは「東省特別区域法院」<sup>55</sup>に事務方として勤務し、錦州地方法院では書記官長として采配を振るい、都統署審判処を改組して直隸の万全地方法院を組み込んだ察哈爾高等法院の檢察部門を押さえていた。

30 代半ばで東北地域を離れた王徳溥は、陳果夫を連絡役に蔣介石に召し出され、「王同志の過去一切の行いは全て革命にあたる。とても良い。とても良い。どうしてまだ〔中国国民党に入党していないの〕か。一日も早く入党するように」と非常に高く評価された。王徳溥は直ちに蔣介石の義兄弟である戴季陶の前で入党の宣誓をし、中国国民党員として迎え入れられた。「司法の仕事は二度としたくない。しばらく休んで、国内を見て回り、状況を把握したい。それから党の指示に従います。」と蔣介石に応答した通り、中央党務機関は、王徳溥を察哈爾省の党務特派員兼常務委員に据えた<sup>56</sup>。CC 系本拠地の江蘇省では行政督察專員兼保安司令を務め、陝西省政府では財政庁と民政庁の庁長を務めた。

日中戦争期の 1943 年 3 月、中央訓練団党政訓練班の訓導幹事であった王徳溥は、新

<sup>51</sup> 民国初期、東北地域でも律師の活動が盛んであり、1914 年には奉天だけで約 80 名の律師がいた。張恩強「浅析民国初期東北律師」『法制与社会』31 号、2011 年。

<sup>52</sup> 柏田忠一、注 50 前掲書、52 頁。

<sup>53</sup> 「王徳溥（王潤生）」(129000101626A)「軍事委員会委員長侍従室档案」国史館蔵。

<sup>54</sup> 王徳溥『政海游蹤』台北・震旦出版社編輯部、1976 年、63 頁。同書は、中国現代自傳叢書の第二輯の 1 冊として張玉法・張瑞徳の編集により龍文出版社股份有限公司から 1990 年に再刊されている。

<sup>55</sup> 東省特別区域法院については、国吉亮太「東省特別区域法院について：中華民国北洋政府時期司法制度改革の一断面」（『九大法學』116 号、2018 年）、郭海霞・曲鵬飛「東省特別区域法院訴訟制度研究」（『北方文物』2009 年第 4 期、2009 年）を参照されたい。

<sup>56</sup> 王徳溥、注 54 前掲書、72 頁。

疆の盛世才に逮捕された陳潭秋や毛沢東の弟である毛沢民らを審理するため<sup>57</sup>、軍法執行総監部「新疆工作組」の中將主任軍法官として新疆に派遣された<sup>58</sup>。軍法執行総監部が、軍法を掌る軍部の一部門であることは間違いないが、新疆工作組に限っては、「党系統の情報機関」<sup>59</sup>副局長の徐恩曾からの提案を蔣介石が了承して王德溥を指名した秘密工作であったと言える。「中將」格の王德溥は、新疆から戻ると内政部常務次長に昇進し、阿片取締の禁煙委员会主任委員にもなり、戦後台湾でも立法委員などを経て最終的に総統府国策顧問になったことから<sup>60</sup>、王德溥が CC 系幹部ながらも個人的に蔣介石の信頼を得ていたことを確かめられる。

次は満洲事変時に少年少女であった東北の青年についてである。満洲国の現職司法官からの離脱ではないが、一部の若者のなかには進学先を東北地域外にすることで生きる場所を換え、「抗日」を継続させたものもいた。

民国前 4 年（1908 年）生まれで貫籍が遼寧開原の王川山は<sup>61</sup>、1931 年 9 月に中国国民党に入党して首都南京の中央政治学校<sup>62</sup>の法律組第四期に進学した。「黨員司法試験」

<sup>57</sup> 同案については毛沢東に関係することもあり、複数の伝記文学、文史史料に記されているが、管見の限りでは典拠が不明で如何なる文書から引用しているのかもわかっていない。台湾の国史館には、軍事委員会辦公庁機要室の電報（重慶発 1943 年 3 月 9 日）「蔣中正電盛世才軍法官王德溥季源溥朱樹聲及隨員鄭大綸等已於八日搭乘歐亞機飛迪」（002-090102-00017-117 / 002000002088A）、（廬化発 1943 年 5 月 22 日）「盛世才電蔣中正查王德溥季源溥朱樹聲鄭大綸來新工作已兩月有餘遵諭使四員趕辦總結同時回渝請飭航空委員會派專機或便機接送俾利屆期返渝」（002-090102-00017-129 / 002000002088A）「蔣中正總統文物」国史館蔵など関係資料が複数所蔵される。

<sup>58</sup> 王德溥、注 54 前掲書、207 頁。「新疆工作組」には、王德溥のほか、江蘇高等法院長を務めた朱樹聲、中央執行委員会調査統計局（中統局と省略）から交通部に出向していた季源溥が指名されたほか、中統局総幹事の裘朝永と重慶地方法院檢察官である鄭大綸の 2 名の黨員司法官（第五屆）が隨員の少校軍法官として加わっていた。戦後台湾では季源溥が内政部調査局局長に、裘朝永が司法行政部監獄司司長（1952 年～1970 年）、最高法院檢察署檢察官に昇進していた。「裘朝永個人資料」（0060-EOO99-0404）「最高法院檢察署檔案」最高法院檢察署蔵。「裘朝永」（129000098626A）「軍事委員会委員長侍從室檔案」国史館蔵。なお、鄭大綸については、三橋陽介「日中戦争前期、湖北国統区における司法権の行使とその限界—戦区檢察官と県長の摩擦を手がかりに」（『史境』60 号、2010 年）を参照されたい。

<sup>59</sup> 戦後台湾では、情報・諜報を担った部局・人員を、「特務」或いは「情治系統」（「情報・治安系統」と訳される）と表記する。そこで執筆者は、中国国民党政権の二大情報機関である軍統（軍統局）と中統（中統局）を、それぞれ「軍系統の情報機関」、「党系統の情報機関」と記して機関名称の変更に対応する。

<sup>60</sup> 王德溥は、中国大陆時期に内政部の常務次長となり、戦後台湾で内政部長となる。その頃、内政部には党系統の情報機関を引き継ぐ調査局（その後の法務部調査局）が設置されており、日本留学組（中央大学）の季源溥が局長を務めていた。王德溥が離任した 1958 年には季源溥が政務次長に任命されており、部長あるいは次長のいずれかに、CC 系幹部を配置しておこうとする派閥間の人事調整が窺える。

<sup>61</sup> 「王川山」（129000029297A）「軍事委員会委員長侍從室檔案」国史館蔵。

<sup>62</sup> 中央政治学校は中央政校と省略される。党幹部養成を担った中央政校は CC 系の揺籃地と言われる。校長は黄埔軍校と同様に蔣介石であった。

(1935 年) で選抜されて司法院法官訓練所第四屆法官訓練班を修了し、若くして CC 系傘下の黨員司法官 (第四屆) の一員となり、河南高等法院の管轄下にある安陽地方法院に配属された。その後、開封地方法院の推事、鄭州地方法院の庭長と異動し、戦時下ということもあるが、30 代半ばで 1943 年 3 月には河南高等法院第三分院の推事となった。昇進こそ早いですが修学地や赴任先の地方は尽く日本軍に占領され、後方に逃げる過程で連れ添った妻と離れ離れになった末に亡くし、それでも諾々と与えられた任務をこなして戦時下の後方で裁判官を続けた<sup>63</sup>。日中戦争以後には河南商邱地方法院の首席検察官に昇進した<sup>64</sup>。王川山は、軍人として戦場に出てこそいないが、中国人司法官として帝国日本の中国侵略に必死に抵抗し、故郷や家族を失った恨みを抱きながら、一人で生きたと思われる。

## 1.2 戦後台湾との人的連続性

満洲国成立前後に東北地域を離脱した中国人司法官を見てきたが、ここでは、満洲国・満洲帝国に勤務した中国人と台湾人で、戦後台湾に引揚げてこられた人々についての記録に着目し、司法にかかわる連続性について僅かながら触れておきたい。

満洲国と戦後台湾を繋ぐ代表的な先行研究は、許雪姬 (羽田朝子・殷晴・杉本史子訳) 『離散と回帰—「満洲国」の台湾人の記録』 (東方書店、2021 年) である。第七章「台湾人の満洲における戦争体験」の「四、台湾人、日本人、朝鮮人の戦後の境遇」には、台湾人が中国の東北で目にし、現地の人々がどのように日本人や朝鮮人、あるいは台湾人に報復をしたのかが書かれている。満洲国崩壊後の引揚げの苦難については日本国内にもすでに多くの記録があり、そこでは親兄弟を亡くし、苦渋の選択があったことも伝えられてきた。それでも生き延びられたからこそ書ける距離感があり、「東北人の報復」には、台湾人の目線による報復の結果が、特別ではないこととして記述されており、読み進められないものがあつた<sup>65</sup>。

許雪姬は、日本統治期の満洲国の台湾人というテーマを研究するにあたり、立場の問題で悩む。それは、日本人の勢力の下で虎の威を借り、漢奸の道を選んだとして譴

<sup>63</sup> 家庭の事情については、「王川山」(129000029297A)「軍事委員会委員長侍従室档案」国史館蔵に収録される中央訓練団党政訓練班 (第 28 期) の學員工作報告書を参照した。

<sup>64</sup> 『法令週刊』11 卷 27 号～52 号、1948 年。

<sup>65</sup> 訪問記録により語られた、台湾人の目に映った報復についての記述を抜粋する。「初期の状況＝関東軍が南に撤退すると、軍隊の保護がない中で、命を守ることが先決であることが日本人にもはっきりと分かった。」、「当時、市街戦が引き起こされ、多くの日本人が略奪に遭い、自殺し、発狂した。甚だ惨憺な状況であった。」、「長春にある二道河の橋の上では、多くの日本人が殴り殺されて、河の水が一両日中ずっと真っ赤に染まっていた。」、「東北人は思うままに日本人を殴り、日本人は殴り殺されても誰からも構われることもなく、公園内に放っておかれ」た。さらに「家を没収された日本人もあり、住む場所がないので、学校に泊まるしかなかった。洗うことも、食べることも、着ることもできない状況の中、みな真っ黒で不潔であった。」、「まだ死んでない日本人は亡くなった日本人の死体を屋外に放っておき、それは黒々と凍り付いた人の列を作っていた。それが積み上げられて『凍った人の山』となると、馬車で河畔に捨てに行かれた」。許雪姬 (羽田朝子・殷晴・杉本史子訳)、注 46 前掲書、389-391 頁。

責めるのか、それとも台湾で活路を開ざされたものがどのように努力し新天地で成功したのか、どちらの立場で捉えるのかの問題であった<sup>66</sup>。そして、許雪姬は、満洲国の台湾人を帝国日本の手先と見なすのではなく、後者を選択した。満洲国の崩壊により、台湾人は台湾に引揚げたが、大半が高学歴の精鋭であったため、満洲国での経験を活かし、医学界、教育界、工業界、政界に貢献した。ゆえに、満洲国にいた台湾人の研究は欠かすことができないものとしている<sup>67</sup>。そして、これまでに数多くの満洲経験者を訪問し、本人あるいは子女から聞き取った口述記録を積み上げ、満洲国の台湾人高等官についてまとめている<sup>68</sup>。満洲国で司法機関に務めていた台湾人司法官としては、林鳳麟のほか、陳生（陳全生）、陳茂経、温錦堂がいるが、管見の限りでは、戦後台湾に引揚げ後に、推事・検察官として中国国民党政権の司法機関に務め続けられたものはいない。

司法官ではなく行政官のことになるが、戦後台湾の官界で栄達した陳錫卿（陳錫鈺）についての記述に違和感があり、煩雑となるが、ここで取り上げておきたい。陳錫卿は、台湾帝国大学の文政学部法学科を1933年に卒業してから満洲国に渡り、文教部の属官となったとされる。洪在明は教育部の留学生科長であったと回憶している<sup>69</sup>。「在『満洲国』的台湾人高等官：以大同学院的畢業生為例」（『台湾史研究』19巻3期、2012年）の附録「満洲国大同学院台籍畢業生履歴表」（135頁）の「満洲での経歴」の欄に

<sup>66</sup> 満洲国では、台湾人は、日本人と中国人との狭間に位置する関係で、台湾人であることを知られたがらなかった。許雪姬は、鍵となるのは台湾人医師であるとみて、第六章「満洲にいた台湾人医師」を詳細に書いている。1908年から1945年までに、200余名の台湾人が満洲で医学教育を受けて医師となった。許雪姬の調査では、満洲国に渡った700名余りの内、約1/3が医師になった。満洲国皇帝溥儀の侍従長・顧問官は青森県人の工藤忠であるが、専属医は台湾人の黄子正であるという。許雪姬が、漢奸として譴責はしないとの方針で書いていることもあるが、確かに町医者、一般的には高位の日系職員から比較的遠く、「台湾人は治療技術が優れている」との評判通り、満洲国の現地の中国人らに大いに感謝されていた印象がある。しかしながら、満洲国の日系医師・医学部教員のなかには、関東軍防疫給水部（七三一部隊）とかかわるものもいたであろう。若田泰「15年戦争下の医学犯罪」（『新しい薬学をめざして』44巻、2015年）、末永恵子「収奪された人体—満洲における医学と戦争」（吉中丈志編、前掲書、274-276頁）にあるように、台湾人の多くが進学した奉天の満洲医科大学でも生体解剖があったとの技官の張不卿の証言もある。軍部が日本人以外には厳重に秘密にしたのか、台湾人医師・医学者らには接点がなかったのか、何かしらの記録が残っていないかが気にかかる。許雪姬（羽田朝子・殷晴・杉本史子訳）、注46前掲書、1頁、333頁、337頁。なお、七三一部隊については、加藤哲郎「731部隊の隠蔽・免責・復権」（『週刊金曜日』編『日中戦争から80年 加害の歴史に向き合う』株式会社金曜日、2017年）、常石敬一『731部隊全史—石井機関と軍学官産共同体』（高文研、2022年）も参照されたい。

<sup>67</sup> 許雪姬（羽田朝子・殷晴・杉本史子訳）、注46前掲書、526頁。

<sup>68</sup> 許雪姬「在『満洲国』的台湾人高等官—以大同学院的畢業生為例」（『台湾史研究』19巻3期、2012年）；許雪姬（湯原健一訳）「満洲国政府における台湾籍高等官（1932～1945）」馬場毅・許雪姬・謝国興・黄英哲編『近代台湾の経済社会の変遷—日本とのかかわりをめぐって』東方書店、2013年。

<sup>69</sup> 許雪姬訪問編著『日治時期在「満洲」的台湾人』中央研究院近代史研究所、2002年、322頁。

は、1942 年頃に上海に行き、上海市特別市政府の参事となる、その後、市長の周仏海のところに異動して秘書となり、終戦を迎えるまでいた、とある。許雪姬は「1937-1947 年在上海的台湾人」(『台湾学研究』13 期、2012 年)<sup>70</sup>でも陳錫卿に触れ、「1934～1937 年まで満洲国で任官、上海市特別市政府の専員、1938 年に林伯壽の娘婿である呉鴻裕の紹介で、周仏海の機密秘書になった。」としていた。林伯壽は、台湾の五大家族の一つである板橋林家の大物財界人であり、呉鴻裕は日本軍の上海駐在海軍武官府の連絡官とのこと。近著の『離散と回帰』の 66 頁では「1932 年に満洲に至り、文教部に勤務した。その後、1938 年に紹介を受けて上海へ移り、周仏海〔1897～1948、中華民国の政治家、汪兆銘政権に参加した〕の機密秘書となった。」と大筋そのままであったが、180 頁の第四章では「まず文教部属官となり、文教部学務司に勤務した。1937 年に安東省公署教育庁に転任し視学官となり、1939 年 2 月に視学官のほか、総務庁事務官となり、北安省民政庁文教科長として派遣された。気候が寒冷であったため、林伯壽の女婿であった呉鴻裕の助力の下、10 月に新京に戻って任職し、民生部教育司に勤務した。この間に、彼は 1939 年 2 月に高等文官試験委員会臨時委員になっている。呉鴻裕の紹介により、上海の周仏海〔1897～1948、中華民国の政治家、汪兆銘政権に参加する〕の秘書、つまり上海特別市政府参事となり、学務司専門教育科属官、委任官二等であった時に退職した。」と、辻褄の合わないことが書かれている。

陳錫卿は、民生部事務官の「薦任 3 級」に任命された 1939 年 10 月からしばらくは満洲国で官吏をしていたと思われる。そして汪精衛政権でも同様に官吏となっていたことから、上海でも帝国日本の傘の下にいたことがわかる。周仏海の秘書に就いたという許雪姬による記述は、途中から中国国民党の陣営に入ったことを暗示した書き方ではないか<sup>71</sup>。日中戦争末期、汪精衛政権の第一の実力者ともされた周仏海が、重慶側と連絡をとっていたことは、公式には認められていないものの日本軍の高級軍人でさえも知るところであった。周仏海が上海特別市の市長となるのは 1945 年 1 月になってからで、それ以前は、たまに上海に来ることはあっても、財政部の部長として南京に常駐していたはずである。1944 年 12 月まで上海特別市の市長を務めていたのは漢奸として処刑された陳公博であり、職員録には、配下の専員として陳錫卿の名前もある<sup>72</sup>。ここで問題となるのは、いつ中国国民党の陣営に入ったのかである。執筆者の私見では、上海入りしてから<sup>73</sup>、中国国民党側につながる線を手繰り寄せたとみている

<sup>70</sup> 許雪姬「1937-1947 年在上海的台湾人」『台湾学研究』13 期、2012 年、13 頁。

<sup>71</sup> 台湾でも『周仏海日記』(台中・藍燈文化事業股份有限公司、1976 年)が出されており、表紙にも「大漢奸」、「汪偽政府三巨頭之一」とある。陳錫卿の経歴を正確に書くとする、ここは、「満洲国の総務庁民生部事務官から汪精衛政権の上海特別市政府の中堅行政官である専員に転籍し、市長は陳公博、その後に周仏海が務めた。」となるが、このようには書きたくないのであろう。

<sup>72</sup> 満蒙資料協会(注 36 前掲書、1941 年、913 頁)及び『全支商工名鑑 昭和 18 年度』(中国通信社、1943 年、244 頁)には、上海特別市政府の専員として陳錫卿の名前がある。汪精衛政権の職員録については、『汪偽政府所属各機関部隊学校団体重要人員名録』(学海出版社、1998 年)があるが、役職付幹部だけであり、陳錫卿を確認できない。

<sup>73</sup> 満洲国から汪精衛政権の上海特別市に如何なる経緯で異動したのであろうか。業務的に

が、満洲国の文教部属官時代からとすれば、数多くの日本人職員と台湾人職員らを欺いていたことになる。軍系統の情報機関、あるいは党系統の情報機関のいずれの指揮下にあったのかは不明であるが、執筆者は、周仏海が CC 系に近い関係であったことから<sup>74</sup>、党系統の情報機関の地下工作に携わったのだと推察する。しかしながら、中国国民党の陣営に入るまでは、満洲国「高等官」、汪精衛政権「薦任級」の中堅官吏を務めた「漢奸」であったのは間違いなく、汚点となる経歴を抹消するに値するほどの貢献があったとみるのが適当かも知れない<sup>75</sup>。

中国国民党政権では、日中戦争期に作成され、戦後台湾でも継続して使われる党政幹部用の人事登記表がある。国史館に所蔵される「軍事委員会委員長侍従室档案」であり、陳錫卿の人事記録も「陳錫卿（陳鋌錕）」（129000107727A）（典藏号：129-220000-2727）として存在している。ただ、機密事項には触れないように、調整がされている感もある<sup>76</sup>。陳錫卿の人事登記表の経歴欄は、1935 年 7 月から始まり、南満洲鉄道株式会社の副参事（1935 年 7 月～1942 年 3 月）、鋌記貿易行の経理（1942 年 4 月～1943 年 12 月）、大上海染織股份有限公司の総経理（1944 年 1 月～1945 年 11 月）、上海華新行台北分行の経理（1945 年 12 月～1946 年 12 月）、中華民国紅十字会台湾分会の総幹事（1947 年 2 月～1947 年 7 月）、台湾省政府農林処の専員（1947 年 8 月～1947 年 12 月）とあり、1970 年 12 月に黄少谷に出した「極機密」の報告書には、1947 年 5 月に中国国民党に入党したと書いていた。その後、農林処の秘書から官選で彰化市の市長（1948 年 4 月～1950 年 10 月）になると<sup>77</sup>、民選でも彰化県県長に 3 選し、1960 年には台湾省政府の民政庁庁長に抜擢された。大きなところでは 1966 年には中国国民党中央委員会の副秘書長となり、1968 年に行政院顧問、1974 年に中国国民党党務顧問となる。

---

は何ら接点がないと思われる。ただ、里見機関などの「阿片」にかかわった特殊任務であれば、満洲国から上海はあるのかなと邪推できる。

<sup>74</sup> 蔡徳金編注『周仏海日記全編上編』（中国文聯出版社、1992 年、10 頁、91 頁、167 頁）でも陳果夫ほか、洪蘭友ら CC 系幹部人員と広く交遊し、さらに公安部檔案館編『周仏海獄中日記』（中国文史出版社、1991 年、51-52 頁、222 頁）でも 1942 年夏に接触し、1947 年に陳立夫や洪蘭友が監獄を訪れて減刑に尽力していた記述がある。

<sup>75</sup> 陳錫卿自身が周仏海と重慶側を繋ぐ地下工作の一端を担っていたのかも知れない。戦後台湾での厚遇を鑑みると、軍系統の情報機関の指揮下にあったとも考えられる。口述記録をとり、如何に書くかで苦心した許雪姬は、「秘密」を共有したと察せられる。

<sup>76</sup> 前述の王徳溥、季源溥、裘朝永の人事登記表には、新疆の事案は機密度が高いせいか、軍法官であったことも一切触れられていない。

<sup>77</sup> 彰化県でも警察局の記録を編纂した『彰化県二二八事件档案彙編』（彰化県文化局、2004 年）がある。陳錫卿が市長として配置されたのはこの後である。国史館台湾文獻館では、二つの時代を経験した「普通」の公務員を取り上げる『走過兩個時代的公務員《統録》』（国史館台湾文獻館、2008 年）を出しており、戦後すぐの頃に台中地方法院員林土地登記処（所長：當間嗣盛）の録事をしていた余慶長は、1950 年には彰化県の人事室科員となり、陳錫卿の下で働いた。148 頁では、当時、彰化県には白派と紅派があり、陳錫卿は白派だったと語る。したがって、地元には、かつて台湾帝国大学を卒業した精鋭の台湾人として受け入れられたが、陳錫卿が、中国国民党政権から差し込まれた人物であることも窺い知れる。

許雪姫が聞き取ってきた口述記録とは違う人事記録である。満洲国でのことは不問にされる一方で、上海特別市で行政官をしていたことも秘密にされ、内情を知る周囲の満洲帰りも上海にいた人々も口を噤んだ。それでも「漢奸」と指摘されることなく、これほどの栄達をしたのは、陳錫卿が、革命実践研究院（1950 年）の第 6 期研究員（06012）として蒋介石の学生となり<sup>78</sup>、彰化県長、民政庁長、党副秘書長の折りに、たびたび蒋介石に召し出され、褒章を受けたりしていたことが大きいと考えられる<sup>79</sup>。

満洲国司法の考察にあたる本稿で、執筆者が注目したのは、「傀儡国家」である満洲国の台湾人行政官であったものが、「傀儡政権」である汪精衛政権に行政官として異動していたということである。帝国日本の内地から赴任する日本人官吏以外の台湾人職員でも、対日協力政権間を官吏として異動し、受け入れ先でも大きな抵抗がなかったことに発見があった。可能性の 1 つとしては、満洲国の退職時と汪精衛政権での受け入れ時には、呉鴻裕あたりから日系職員に金銭が動き、日本軍部内での誰かしらの推薦と承諾があり、陳錫卿の異動が円満に整ったのかも知れないが、陳錫卿の栄達を見れば、中国国民党政権からの視点では、地下工作の成功であったと言えるだろう。

満洲国から戦後台湾への司法にかかわる連続性については、劉恒奴（大野絢也訳）「戦後台湾の司法における日本的要素—司法人材養成の背景を中心として」（馬場毅・許雪姫・謝国興・黄英哲編『近代台湾の経済社会の変遷—日本とのかかわりをめぐって』東方書店、2013 年）に詳しい。戦後台湾では、中国国民党政権の司法機関が中国大陆時期から推進していた「司法の党化」（中国国民党の指導下に司法領域を組み入れる）を継続させる一方で<sup>80</sup>、「以前の恨みにこだわらない」（不計前嫌）として、中国国民党に恭順することを条件に、台湾人あるいは満洲国帰りの法曹人材を適度に取り込んだ<sup>81</sup>。大法官には、原籍が台湾の本省人、満洲国出身の東北人、中国大陆各地の外省人が任じられたが、日本的な法学教育を受けたものは非常に高く評価されており、戦前の日本留学組が少なくなかった。満洲国出身のもので大法官になったのは、張承韜と翟紹先の 2 名であるが、満洲国では学生であって任官しておらず、それぞれ長春法政大学法律系と国立東北大学法律系を卒業している<sup>82</sup>。いずれも新京にあった新京法政大学（1939 年～1946 年）<sup>83</sup>の後身である。張承韜は、教員であった柚木薫（戦後、神

<sup>78</sup> 『革命実践研究院同学録』229 頁。陳錫卿は、党政幹部聯合作戦研究班にも参加している。「陳錫卿（陳錫銘）」(129000107727A)「軍事委員会委員長侍従室档案」国史館蔵。

<sup>79</sup> もう 1 つ考えられるのは蔣経国との関係である。どこかの段階で蔣経国に認められ、行政院顧問、中国国民党党務顧問の就任になっているのではないかとみている。

<sup>80</sup> 執筆者の見立てでは、戦後台湾の「司法の党化」を内部で牽引したのは、前職を中国国民党の党務専従職員としていた「党員司法官」（第四屆・第五屆・第六屆）である。王之傑（第五屆）が大法官、前述の裘朝永（第五屆）が司法行政部監獄司長、王建今（第五屆）が最高法院檢察署の檢察長になったほか、僅か 30 数名ながらも中央司法機関と地方司法機関の長官職を歴任し、戦後台湾の檢察系統を押さえていた。

<sup>81</sup> 劉恒奴（大野絢也訳）「戦後台湾の司法における日本的要素—司法人材養成の背景を中心として」馬場毅・許雪姫・謝国興・黄英哲編『近代台湾の経済社会の変遷—日本とのかかわりをめぐって』東方書店、2013 年、146 頁。

<sup>82</sup> 劉恒奴（大野絢也訳）、注 81 前掲書、139 頁。

<sup>83</sup> 前身の司法部法学校は 1934 年に設立された。

戸大学学長）らに触れ、大部分の教員は侵略思想をもっておらず、分け隔てなかったと語る<sup>84</sup>。

新京法政大学の法学教育については、卒業生の梁肅戎も質の高さを回憶に遺していた。司法部法学校の頃は、高等文官試験の司法科を受験しなくても満洲国の司法官に任じられていたが、梁肅戎が卒業する時には試験免除ではなかった。内地に比べては難易度が下がるかも知れないが十分に難関な採用試験であり<sup>85</sup>、12名の合格者のうち、京都帝国大学と早稲田大学以外の10名は新京法政大学の学生であったという<sup>86</sup>。

民国9年（1920年）生まれで貫籍が遼北昌図の梁肅戎は、戦後台湾では立法院の立法委員（遼北省）となり、副院長、院長（1990年～1991年）、総統府資政にもなった中国国民党のCC系重鎮の一人であるが<sup>87</sup>、かつて満洲国では新京地方検察庁の検察官を隠れ蓑に、新京都市部の中国国民党の秘密工作を書記長として率いていた地下黨員であった。梁肅戎は、「我は一人の青年で、しかも東北が占領されていたときに育った青年である。早くに父を亡くして独りぼっちで貧しかった。圧迫され搾り取られるなかで、奮闘する決意を固めていった。我はこの目で崩壊していく農村を見た。亡国の奴の惨めな気持ちも体験した。帝国主義の残虐行為も深く知っている。」と人事登記表に記していた<sup>88</sup>。新京法政大学の卒業を前に中国国民党に入党し、石堅（東北調査室主任）<sup>89</sup>の配下で地下工作に従事し、満洲国の司法官になったのも党の指示であった。中国国民党は、日中戦争以降、東北党務辦事処を天津に置き、東北各地で地下工作を展開させ、1940年3月には105の県党部を設置し、約2000人を圏内で活動させていた<sup>90</sup>。1944年3月、ハルビンの地下工作が摘発されたことに始まって「三省党部事件」<sup>91</sup>に発展し、石堅、梁肅戎も含めて数多くの地下黨員が逮捕された。梁肅戎には懲役12年の判決が下り、監獄には、満洲国の崩壊に伴い釈放されるまでの約1年半、拘禁された<sup>92</sup>。釈放後は、遼北省党部委員兼宣伝処長、四平市書記長などを歴任し、戦後台湾

<sup>84</sup> 「張承韜先生訪談紀錄」（2002年11月9日）『台湾法界老宿口述歷史（第一輯）』司法院、2005年、115-117頁。

<sup>85</sup> 満洲司法協會編『最新満洲帝國文官考試問題全集：高等官及委任官 日文8版』（1943年）も国会図書館のデジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp>）（2024年3月25日閲覧）で閲覧複写できる。

<sup>86</sup> 梁肅戎『大是大非—梁肅戎回憶錄』台北・天下文化出版、1995年。

<sup>87</sup> 梁肅戎については、関智英も許雪姬（羽田朝子・殷晴・杉本史子訳、注46前掲書、572頁）の「解説」で触れている通り、戦後台湾で満洲国とのかかわりを歴史研究として明らかにしていくには、押さえておきたい人物である。

<sup>88</sup> 「梁肅戎」（129000104794A）「軍事委員会委員長侍従室档案」国史館蔵。

<sup>89</sup> 石堅は、瀋陽高等師範学校を卒業し、ハルビンの小学校の校長などを経て遼寧省師範学校で教壇に立っていたが、満洲事変以後、地下工作に従事した。満洲国では、省党部の主任委員を務め、戦後は国民大会代表となった。

<sup>90</sup> 梁肅戎『大是大非—梁肅戎回憶錄』台北・天下文化出版、1995年、23-24頁。

<sup>91</sup> 三省党部事件は（<https://www.lib.nthu.edu.tw/library/project/jigang/relationship.htm>）（2024年3月25日閲覧）を参照されたい。

<sup>92</sup> 居房の同室には、戦後、九州大学教授を経て長崎大学学長となる具島兼三郎がいた。『聯合報』（1976年12月12日）には「卅二年前同囚一室抗日反戦有志一同 長崎大学校長

では立法院の立法委員となり<sup>93</sup>、雷震の律師を務めるなど活躍する。1970年には立法委員のまま明治大学の大学院に留学し<sup>94</sup>、満洲国時代の人脈を辿って交遊を再構築し、日台関係の強化に努めていた。したがって、戦後台湾との連続性に注目する際には、台湾本省人に限定せず、梁肅戎を取り巻く外省人の東北閥を視野に入れておきたい。

## 2. ハルビンの司法機関

満洲国司法についての中国語の著書は、吳旅燕・張闌・王坤『偽満洲国法制研究』（中国政法大学出版社、2013年）と鍾放『偽満洲国の法治幻象』（商務印書館、2015年）の2冊が刊行されている。しかしながら、後者に新京法政大学の卒業生について僅かな記録があるだけで<sup>95</sup>、満系司法官については正面からの取り扱いはなかった。

それでは、満洲国の司法機関に勤務した満系司法官（中国人）を見ていきたい。満洲国の司法官の人名がわかるものとしては、郭卿友主編『中華民国時期軍政職官誌』（甘肅人民出版社、1990年、1758-1832頁）がある。司法官の人名は、所属ごとに日系司法官と満系司法官の区別なく、赴任期間とあわせて羅列されている。まず司法部が、①（1932年3月～1934年3月）<sup>96</sup>、②（1934年3月～1937年6月）<sup>97</sup>、③（1937年7月～1945年8月）<sup>98</sup>に分けられる。①時期には最高法院と最高検察庁もある。そして、②と③をあわせた時期の「法院系統」（最高法院、高等法院、地方法院）と「檢察系統」（最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁）の司法機関がある。しかしながら、司法部においても一部の幹部のみであり、高等法院および地方法院には一般の審判官

---

懐念難友梁肅戎」との記事があり、互いに「向前幹」・「拿出勇氣来」と励ましあっていたことが書かれている。具島兼三郎は、当時、満鉄調査部の副部長、「満鉄事件」で逮捕されていた。「満鉄事件」については、山田豪一『満鉄調査部』（日本経済新聞社、1997年、154-179頁）を参照されたい。なお、裁判長は、梁肅戎と結びつきが深い飯守重任であったとみられる。

<sup>93</sup> 梁肅戎も革命実践研究院の第11期の研究員（11012）であり、蔣介石から講話を聞いている。

<sup>94</sup> 梁肅戎は、明治大学法学部で戦後台湾の動員戡乱時期臨時條款について研究し、1976年に博士号を取得した。島田正郎教授（1966年～1969年まで法学部長、1984年～1992年まで総長）の研究指導を受けたと聞いており、東洋法制史の研究者にとっては近い存在であったことが窺い知れる。

<sup>95</sup> 鍾放『偽満洲国の法治幻象』商務印書館、2015年、41-44頁。

<sup>96</sup> 『中華民国時期軍政職官誌』にある司法部の満系職員を書き出しておく。ないよりはあった方がいいが、職官事典が幹部職員に限られ、かつ職員録との違いも多々見られ、人事記録としては不十分であることを再確認しておきたい。なお職員録などの名簿類には詳細に満系職員の名前が書かれている。①司法部総長：馮涵清（1932.3.9～1934.2.28）、行刑司司長：程崇（1932.4.26任）、戴仁（1932.9.29～1934.3.21）。

<sup>97</sup> ②司法部大臣：馮涵清（1934.3.1任）、張煥相（1937.5.7任）、行刑司司長：王允卿（1934.3.21任）、参事官：姜全書（1935.7.1任）。

<sup>98</sup> ③司法部大臣：閻傳紱（1942.9.28任）、大臣官房参事官：朱廣文（1937.7.1～1942.11.1）、童沂（1944.3.1任）、大臣官房資料（調査）科長：祁守康（1937.7.1任）、衛成志（1938.10.12任）、于純魁（1942.5.7任）、行刑司司長：程義明（1937.7.1任）、王夢齡（1940.1.23任）、司法矯正総局副局長：高儒林（1945.7.16～1945.8.15）。

が記載されておらず、高等検察庁に検察官はあるものの地方検察庁には検察官はなく、法院系統と検察系統ともに、司法部法学校を卒業して司法機関入りしてきた新任の候補審判官と候補検察官を含んではいない<sup>99</sup>。

そして、これだけでは、どの中国人司法官が以前からの留任なのか、誰が中途採用、あるいは書記官からの昇格や新卒なのか不明である。これに細かな経歴などが書き込まれている『満洲国政府要人調』（外務省情報部、1933年）、『満洲官民職員録』（多田商店、1934年）、『満華職員録 康德9年 民国31年版』（満蒙資料協会、1941年）などの名簿類を参照することで、全体像が見えてくる。特に『満華職員録』には出身地、学歴、経歴があり、使いやすい。

まず『満洲国政府要人調』で中央司法機関の司法部を見ていくと、1932年3月の司法部設立時の総長であったのは、奉天法政学堂を卒業し、華北各省の地方司法機関に務め、その後に陸軍総執法処、京奉鉄路局、交通総司令部を経て奉天実業庁長を務めていた馮涵清である<sup>100</sup>。そこで部内の満系職員である孫祖澤（秘書官兼行刑司長心得）、祁守康（事務官兼総務司調査科長）、呉懋詮（事務官）の経歴をみると、同じ奉天法政（学堂、専門学校、学校）を卒業しているが、それぞれ奉天実業庁の秘書長、同秘書兼第三科長、同第二科第三股長とあるように、馮涵清の直近の配下であった<sup>101</sup>。もちろん、長春地方法院庭長であった閻鐘鳴（事務官兼法務司民事第二科長）、遼陽地方検察庁長であった楊立堂（事務官兼行政司監獄科長）と司法歴が長い老練な司法官も配

<sup>99</sup> 私見では、当時比較的若年であった一般の審判官と検察官、そして候補審判官や候補検察官らのなかに、中国共産党でその後栄達をしたものがおり、そうしたことを考慮しての編集であったかも知れない。哈爾濱地方法院の初代院長で最終的には外交部法律顧問となる邵天任はそのうちの一人であったと思われる。「追憶老院長邵天任」中国法院網 (<https://www.chinacourt.org/article/detail/2012/05/id/519171.shtml>) (2024年3月25日閲覧)。

<sup>100</sup> 満洲国司法部の次長を務めた前野茂は、『法曹』（235号、1970年、12頁）に掲載された「あの人の訪問記 第114回」において、「当時司法部大臣は馮涵清といい元弁護士をやっておったこれは現地人としては割に立派な紳士でして法律もわかっておる」と回憶していた。さらに同23-24頁では「中国人の大官というのはみんなお妾さんは持っていたんでしょう」との質問に、「馮涵清という第一次の司法部大臣ですが、これは何人ともなく持っていました。気の毒なようでした、一ぱい女に取り巻かれてね。（笑い）しかも同じ家に囲っているんでしょう。一つずつ室を与えてね。それは大変なものですよ。非常によく納まっているのだということを言っていましたけれども、内情は決してそうじゃなかったようですね」と答えていた。西田真之（前掲書、112頁、122頁）によれば、満洲国の親屬継承法は、1938年以降に立法が始まり、広く慣習調査がされ、「妾ハ家族に準ズルコト」として定められた（終戦により施行されず）。一夫一婦容妾制の起草は、馮涵清が司法部を離任してからであるが、前任の司法部の長官が在任中から妾を蓄えていたことは、姦通罪や重婚罪などでの夫側の処罰はないことを意味し、満洲国の家族制度を捉える際の参考となろう。

<sup>101</sup> 外務省情報部『満洲国政府要人調』新京、1933年、51-53頁。

置されていたが<sup>102</sup>、設立当初は、私人の登用が横行していたとみられる<sup>103</sup>。私人の登用も「中途採用」と言えるが、東北地域は法学教育を施されて律師になったものが比較的多く、在野法曹から在朝法曹への異動もあったと考えられる<sup>104</sup>。

ここで、当初は側近が務めていた総務部の調査（資料）科長に 1942 年 5 月から着任する于純魁の司法研修歴について触れておきたい。新京高等法院の庭長が前職であり、満系司法官の上級幹部の一人であると言える。于純魁は奉天海城の出身ながら北平の朝陽大学法律科に学んで司法官になっており、中国国民党政権の司法行政部が首都南京で初めて実施した法官訓練所・第一屆（1929 年～1930 年）の學員であった<sup>105</sup>。

しかも、同時期の 1942 年頃には、最高法院の満系審判官（庭長含む）15 名の内<sup>106</sup>、田玉明（奉天本溪出身、北京法政大学卒業）、王永興（錦州出身、北平朝陽大学卒業）、劉文魁（奉天法庫出身、北平朝陽大学卒業）の 3 名もまた法官訓練所の第一屆の學員であった<sup>107</sup>。これにより、満洲事変以後も東北各地の各級法院に赴任していた司法官らが、少なからず満洲国の司法機関に留任していたことを明らかにできた。

法官訓練所の第一屆について補足しておく、北京政府でも中央司法機関の要職を歴任し、フランス派として括られる王寵惠の下で実施された司法研修であり、中国国民党政権が掲げる「司法の党化」をあまり受け入れない傾向がみられていた。恐らくまだこの 4 名以外にも、法官訓練所（南京）での司法研修歴がある満系司法官がおり、彼らもまた「留任」の審判官・検察官である。この 4 名に限っては東北地域の出身であり、元から中国国民党政権への忠誠心が強くなかったこともあるが、満洲事変以後

<sup>102</sup> 1930 年代に老練な司法官であったものの学歴・経歴にあたるものとしては程燎原『清末法政人的世界』（法律出版社、2003 年）を使うことができる。

<sup>103</sup> 大野實雄『満洲国司法制度の素描』不詳、1941 年、3 頁。なお、浜口裕子『日本統治下の朝鮮と満洲の比較研究—日本の政策と現地社会の対応の比較』（慶應義塾大学博士論文（乙第 2677 号）、1994 年、72-73 頁）の注 31 によれば、馮涵清の弟達はそれぞれ奉天東豊税捐局長、営口漁業総局分局長、警務局員、最高法院書記官に、伯父は奉天第一監獄典獄長の職についていた。そこでは、『満洲国名士録 康德 1 年版』（人事興信所、1934 年、163-164 頁）を引いており、最高法院に勤務する弟の馮貴喆、奉天第一監獄に勤務する伯父の馮恩瀾は、馮涵清が司法部総長であることの恩恵に与っていたと察せられる。

<sup>104</sup> 東北律師については、鍾放『偽満洲国の法治幻象』（商務印書館、2015 年、38-41 頁）に「五、偽満時期的律師」があり、なかには満洲国時期における在ハルビン弁護士の国籍別統計表もある。

<sup>105</sup> 『満華職員録 康德 9 年 民国 31 年版』満蒙資料協会、1941 年、93 頁。

<sup>106</sup> 満洲国の最高法院は、1942 年時点では、院長 1 名、庭長 3 名、審判官 16 名で構成され、日系司法官は院長 1 名（井野英一）、庭長 1 名（下林義雄）、審判官 3 名（辻参正、廣瀬通、加藤令造）の計 5 名であった。あわせて最高検察庁を見てみると、庁長 1 名、次長 1 名、検察官 7 名で、日系司法官は、次長 1 名（平田勲）、検察官 4 名（牧野観暉、野村佐太男、久保田文一、緒方浩）であった。いずれも書記官長の下に数名の書記官を置いている。『満華職員録 康德 9 年 民国 31 年版』満蒙資料協会、1941 年、91-92 頁。

<sup>107</sup> 『満華職員録 康德 9 年 民国 31 年版』満蒙資料協会、1941 年、91 頁。法官訓練所の修了生については、『司法院法官訓練所第五屆・第六期法官訓練班同学録』（司法院法官訓練所、1939 年、42 頁）に、「司法院法官訓練所歷屆畢業同学題名録」として収録されている。

も留任して満洲国の官吏になるということは、帝国日本に与することを政治的に選択することであり、「司法の独立」を掲げようとも国家を捨てた司法官になることを意味していた。したがって、中国国民党政権の中央司法機関が実施していた「司法の党化」の司法官養成は、こうした同時代の実態を反映したものであり、「黨員司法官」（法官訓練所の第四届・第五届・第六届）が、司法機関の上層部を超えて政権中枢から信頼されていたことの説明にもなる。

司法部の人材不足は、日系司法官の赴任により直ちに解決されたと推測できるが、実際に裁判にあたる地方司法機関の審判官と検察官はどうであったのかを見ていきたい。地方における上級司法機関である高等法院と高等検察庁は、当初は吉林、奉天、ハルビン、齊齊哈爾、錦州の5か所に設置されていた。1938年には吉林高等法院・吉林高等検察庁が廃止されて新京高等法院・新京高等検察庁が設置され、1939年に牡丹江高等法院・牡丹江高等検察庁が設置される。しかしながら、量的に全てを見ていくことはできないため、最初のとりかかりとして、ハルビンの審判官と検察官について考察を進めたい。

ハルビンには、ロシア語人材を多数輩出したハルビン学院<sup>108</sup>のほか、王徳溥が司法会計を担当し、ロシア語で運用されていた東省特別区域法院があり、満洲国では北満洲特別区高等法院、同高等検察庁、同地方法院、同地方検察庁が置かれていた。ロシアとの関わりで重要度が非常に高く、関東軍も情報部（ハルビン特務機関）<sup>109</sup>を置き、外務省の領事館<sup>110</sup>もあり、帝国内務省の特高官僚も駐在<sup>111</sup>していた国際都市であった。

<sup>108</sup> 芳地隆之『満洲の情報基地ハルビン学院』（新潮社、2010年）を参照されたい。なお、165頁によれば、ハルビン学院の同窓生らが戦後にまとめた回想録に、24期生『満洲国国立大学哈爾濱学院 二十四期生の記録』、25期生『われら嵐の時代を生きて—ハ爾濱学院 25期生の記録』、26期生『あれから五十年—わが心の中のハルビンよいずこ』がある。敗戦後から日本に帰るまで、いかに生き延びてきたかが書かれている。

<sup>109</sup> ハルビン特務機関については、西原征夫『全記録ハルビン特務機関—関東軍情報部の軌跡』（毎日新聞社、1980年）を参照されたい。

<sup>110</sup> 1934年にハルビンにある外交部北滿特派員公署に赴任していた下村信貞については、松井義弘『満洲国の星 下村信貞をめぐる人々』（東京学芸大学出版会、2023年）がある。下村信貞は、政務司俄国（ロシア）課長を経て満洲国外交部次長となった。また、外務省には、帝国司法省の判事あるいは検事が海外出向できるポストがあり、そのなかには、戦後日本で西武グループの重役・専属弁護士になった中島忠三郎がいる。満洲国の新京領事、天津領事、上海領事を歴任して勅任総領事で退官。敗戦時には、上海居留民団長として上海方面の引揚げ事務を遂行した。最高裁長官になった石田和外、満洲国では協和会に移り戦後は明治学院総長になった武藤富男、そして中央労働委員会公益委員なども務めた前述の千種達夫らと試補仲間であったと記録される。著書に『或る裁判官の回想録』（近代文藝社、1991年）などがある。その後も同出版社から『或る裁判官の回想録〔2〕』（1993年）、『或る領事館の回想録』（1995年）、『或る総領事の回想録』（1995年）と続いた。

<sup>111</sup> 特高官僚のハルビン以外の海外ポストは、ベルリン、ロンドン、北京、上海などがあったとされる。赴任時期の確認ができていないがハルビン駐在の事務官として赴任していたのは、石川銀蔵（北京駐在、大阪外事課長）、大久保留次郎（警視庁特高課長/衆議院

ハルビン市内には、法院系統として、まず哈爾濱高等法院がある。そしてその下に、哈爾濱地方法院を筆頭に、綏化地方法院、克山地方法院、黒河地方法院が置かれる。哈爾濱地方法院の下には、哈爾濱区法院を筆頭に、その他 14<sup>112</sup>の区法院がある<sup>113</sup>。したがって、ハルビン市内には、高等法院、地方法院、区法院で三段階の法院系統がある。それに応じて、検察系統も、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁があった。

## 2.1 ハルビンの満系司法官

ハルビンに赴任歴のある満系司法官を、『中華民国時期軍政職官誌』を参照し、表 1 の法院系統と表 2 の検察系統とに分けて一覧表にしてみた。

表 1 「ハルビン法院系統の満系司法官」

| NO | 姓名  | 貫籍   | 哈爾濱<br>高等<br>法院 | 哈爾濱<br>地方<br>法院 | 学歴     | 赴任時期                |
|----|-----|------|-----------------|-----------------|--------|---------------------|
| 1  | 程崇  | 吉林濱江 | 院長              |                 | 奉天法政学堂 | 1936.7.1 任          |
| 2  | 楊繼楷 | 遼陽   | 院長              |                 | 奉天法政学堂 | 1937.10.23 任        |
| 3  | 舒柱石 | 湖南乾城 | 院長              |                 | 吉林法政専校 | 1941.6.20～1945.8.15 |
| 4  | 韓其銘 | 浙江紹興 | 庭長              |                 | 直隸法政専校 | 1936.7.1～1937.3.11  |
| 5  | 左承先 | 奉天鉄嶺 | 庭長              |                 | 奉天法政専校 | 1936.7.1 任          |
| 6  | 趙徳宣 | 奉天遼陽 | 庭長              |                 | 北京俄文法政 | 1936.7.1 任          |
| 7  | 薛平錫 | 四川宜賓 | 庭長              |                 | 武昌中華大学 | 1938.8.13 任         |
| 8  | 陳勉  | 福建閩侯 | 庭長              |                 | 福建法政専校 | 1938.8.13 任         |
| 9  | 蔣向民 | 奉天黒山 | 庭長              |                 | 吉林法政専校 | 1940.1.1 任          |

議員)、大園清二(香川・広島・北海道特高課長/東京都書記官)、杭迫軍二(岐阜・愛知・京都・大阪特高課長/宮城県内政部長)、田中櫓一(大分・鹿児島特高課長/大阪府副知事)、松尾楸(愛媛・岡山特高課長/兵庫県警察部長)、松下一(滋賀・和歌山・千葉・兵庫特高課長/三重県内政部長)、宮田笑内(大分・岡山特高課長、警視庁特高部長)であった。

( / ) 内の前半は戦前、後半は戦後の主要ポスト。柳河瀬精『告発戦後の特高官僚―反動潮流の源泉』機関紙出版、2005 年、33 頁、52 頁、81-82 頁。

<sup>112</sup> 哈爾濱地方法院下の区法院は、双城区法院、阿城区法院、呼蘭区法院、肇東区法院、蘭西区法院、肇州区法院、肇源区法院、青岡区法院、賓州区法院、五常区法院、巴彥区法院、木蘭区法院、珠河区法院、延壽区法院である。

<sup>113</sup> 台湾の国史館には、「陳誠副總統文物」という分類があり、陳誠の親族から寄贈された文書類を扱っている。(国史館 2005001347)として、機密印のある「偽満司法総検討」(008-011103-00011)がある。これは 1945 年 7 月に中央設計局東北調査委員会が編印し、陳誠に提出したもので、政務資料として満洲国司法の大枠をまとめたものになる。88-89 頁に、哈爾濱高等法院以下の管轄が示してあり、引用する。

|    |     |      |    |    |        |                     |
|----|-----|------|----|----|--------|---------------------|
| 10 | 王宙服 | 吉林榆樹 | 庭長 |    | 北平平民大学 | 1940.1.23 任         |
| 11 | 沈鶴鳴 | 河北遷安 | 庭長 |    | 北平朝陽大学 | 1940.1.23～1942.7.10 |
| 12 | 苗雨田 | 安東桓仁 | 庭長 |    | 司法部法学校 | 1942.7.10 任         |
| 13 | 閻鴻文 | 濱江阿城 | 庭長 |    | 司法部法学校 | 1942.5.21 任         |
| 14 | 曲一新 | 奉天   | 庭長 |    | 黒竜江法政校 | 1942.5.21～1943.4.23 |
| 15 | 陳徳粹 | 奉天西豊 | 庭長 |    | 北平中国大学 | 1944.8.1 任          |
| 16 | 查貴陽 | 安徽銅陵 |    | 院長 | 吉林法政学堂 | 1936.7.1 任          |
| 17 | 李萌森 |      |    | 院長 |        | 1938.5.7 任          |
| 18 | 郭毓珍 | 奉天鉄嶺 |    | 院長 | 奉天法政専校 | 1942.5.7 任          |
| 19 | 楊潔民 | 河北永清 |    | 院長 | 北京法政大学 | 1942.7.10 任         |

出典：郭卿友主編、前掲書、1824 頁、1826 頁。満蒙資料協会、前掲書、88-136 頁。

表 2 「ハルビン検察系統の満系司法官」

| NO | 姓名  | 貫籍   | 哈爾濱<br>高等<br>検察庁 | 哈爾濱<br>地方<br>検察庁 | 学歴     | 赴任時期                      |
|----|-----|------|------------------|------------------|--------|---------------------------|
| 1  | 王肇勛 | 山東歴城 | 庁長               |                  | 奉天法政学堂 | 1936.7.1 任                |
| 2  | 陳国翰 | 福建閩侯 | 庁長               |                  | 湖南会通法政 | 1938.10.1 任               |
| 3  | 張会辰 | 吉林榆樹 | 庁長               | 庁長               | 北平朝陽大学 | 1938 任 /1942.5.7 任        |
| 4  | 王文林 | 奉天法庫 | 検察官              |                  | 吉林法政専校 | 1936.7.1 任                |
| 5  | 陳靖漢 | 吉林永吉 | 検察官              |                  | 吉林法政大学 | 1936.7.1 任                |
| 6  | 李徳荣 | 奉天蓋平 | 検察官              |                  | 奉天法政専校 | 1936.7.1 任                |
| 7  | 郭元燮 | 錦州義県 | 検察官              |                  | 北平中国大学 | 1936.7.1 任                |
| 8  | 李静山 | 奉天遼陽 | 検察官              |                  | 吉林法政専校 | 1938.11.1 任               |
| 9  | 段国楨 | 吉林磐石 | 検察官              |                  | 北平朝陽大学 | 1939.2.15 任               |
| 10 | 李雲山 | 吉林通陽 | 検察官              |                  | 司法部法学校 | 1939.9.1 任                |
| 11 | 王逢禹 | 濱江双城 | 検察官              |                  | 北平朝陽大学 | 1940.1.23 任               |
| 12 | 李建猷 |      | 検察官              |                  |        | 1940.1.26 任               |
| 13 | 姜徳宣 | 奉天海龍 | 検察官              |                  | 吉林法政専校 | 1941.9.10 任               |
| 14 | 劉秀文 | 奉天開原 | 検察官              |                  | 北平朝陽大学 | 1942.5.21 任               |
| 15 | 金荣昌 | 奉天   | 検察官              |                  | 北平朝陽大学 | 1944.10.10 ～<br>1945.8.15 |
| 16 | 程義明 | 奉天遼陽 |                  | 庁長               | 北京法政専校 | 1936.7.1 任                |
| 17 | 陳桂臨 | 山東桓表 |                  | 庁長               | 陝西法政専校 | 1937.1 任                  |
| 18 | 孫国彦 |      |                  | 庁長               |        | 1941.9.4 任                |

出典：郭卿友主編、前掲書、1829 頁、1831 頁；満蒙資料協会、前掲書、88-136 頁。

ここでは、ハルビン市内にある 4 つの司法機関に赴任していた満系司法官らを単純に列挙するだけであるが、それまで印象の薄かった満系（中国人）の審判官・検察官

に焦点をあて、中堅以上の上級幹部となる満系司法官の貫籍と学歴を見ておきたい。

まずは東北地域出身かそうでないかを明らかにする。残念ながら、地方の「中堅」と「老練」だけであり、ハルビンに大量にいた「新任」と「若手」を含む一般の審判官・検察官・候補審判官・候補検察官を取り込めなかった。今後の課題にしたい。実際には、ハルビンにおいて法院系統と検察系統を合わせた司法機関は大所帯であり、その存在感はかなり大きいものであったと推察している。ハルビン市内に赴任していたのは、横山光彦や杉原一策ら日系司法官だけでなく、ハルビンの日常には、満系（中国人）の審判官・検察官の一群がいたのだというイメージができるようにしていきたい。

貫籍と学歴を埋め切れていないが、表1と表2をみると、まず貫籍は、東北地域出身が大半ながら、僅かに福建閩侯、湖南乾城、浙江紹興と南方地域もいたことが分かった。これは、法学教育を東北地域で受けて初任から東北地域の各級法院にいた場合と、法学教育も南方地域で、司法官としての人事異動で東北地域に赴任し、そのまま満洲国に留任した場合が考えられる。表1は、高等法院の院長および庭長、それに地方法院の院長を、表2は、高等検察庁の庁長と検察官、地方検察庁の庁長を収録している。地方司法機関における中堅以上の上級幹部の一群であり、学歴をみると、東北地域の吉林法政専門学校か奉天法政学堂が多いながらも、「北の朝陽、南の東呉」として民国期の法学教育では広く知られる北平/北京の朝陽大学の出身者もまた一定数いたことがわかった。朝陽大学出身者が中堅以上で散見されたことは、「無朝不成院」<sup>114</sup>のいわれの通り、満洲国の地方司法機関でも中核をなしており、また旧日本法と民国期の中華民国法の距離がそれほど離れていなかったことを窺わせる。

もう一つ、注目できるのは、表1の11番の苗雨田、12番の閻鴻文の学歴欄にある司法部法学校<sup>115</sup>である。司法部法学校（新京法政大学、長春法政大学）を卒業した若手・中堅の満系司法官が、修了後10年未満で地方司法機関の最上位である高等法院の庭長にまで素早く昇進していたことが確かめられた。高等法院・高等検察庁によって地域差はあるものの、ハルビンは悪くないポストであると想定されるが、もしかしたら、それは日系司法官にとってであり、満系司法官の配属には別の基準があったのかも知れない。いずれにせよ、満洲国が独自で養成した満系司法官が、着々と地方各地の各級法院に配属され、1940年代初めには一部が法院ならびに検察庁の運営にあたる上層部にまで達していた。このことが、満洲国の地方司法機関の実態を捉える上で大事なことであろうと考えるのは、前述した梁肅戎が検察官であることを隠れ蓑に、中国国民党の地下工作を行っていたことと関わりがある。司法部法学校ならびに新京法政大学の満系在校生・卒業生のなかには、少なからず帝国日本に抵抗する地下工作に身を投じるものがあり、それは精鋭の青年らを集めた以上、当然のことであったと言

<sup>114</sup> 「無朝不成院」には、「朝陽大学の出身でなければ法院の院長にはなれない」との解釈もあれば、「朝陽大学出身の司法官がいなければ裁判を行えない」との解釈もあった。

<sup>115</sup> 司法部法学校については、鍾放『偽満洲国の法治幻象』（商務印書館、2015年、32-35頁）でも触れられている。なお、科研費の基盤研究Cに、小野博司（神戸大学教授）「満洲国司法官の経歴に関する研究—司法部法学校及び新京法政大学出身者を中心に」（2020.4.1～2024.3.31）があることから、今後研究が進むことが予想される。

える。

1945年8月15日、帝国日本が敗戦し、満洲国も崩壊する<sup>116</sup>。では、満洲国司法のその後はどうなったのか。中国国民党と中国共産党の内戦に突入し、引揚げ、接收、ソ連抑留、留用とさまざまあるが<sup>117</sup>、中国共産党側の司法機関の接收をみておきたい。

中国共産党軍が第一段階でハルビンに入ったのは1945年11月であったが、中国国民党側と攻防があり、1946年8月、ハルビンは中国共産党に第一号で「解放」された都市となった<sup>118</sup>。同時期に、ハルビンに派遣され、哈爾濱地方法院を接收し、中国共産党政権の哈爾濱地方法院を初代の院長として任されたのは、32歳の邵天任（遼寧鳳城）であった<sup>119</sup>。邵天任についての紹介を要約すると<sup>120</sup>、1938年に長春法政大学を卒業した法律専門人材であり、1941年に安定した生活と待遇を捨て秘密工作に従事し、同年9月から延安抗日大学に学び、1942年5月より延安軍委のロシア語学校で教員を務めたとある。したがって、邵天任は、長春法政大学の前身である新京法政大学あるいは始まりの司法部法学校を卒業した満洲国の「若手」の満系司法官の一人であったと推察できる。ハルビンの赴任歴もあるようだが、地下工作に従事したときから改名しているのか未確認である。なお、邵天任は、ロシア語を話せることもあって中華人民共和国の建国後は外交に従事し<sup>121</sup>、ソ連大使館などでの外交官としての勤務を経て条約法律司司長、最終的には大使級の法律顧問になった。さらに、1997年の香港返還にあたって基本法の起草など準備工作に従事した<sup>122</sup>。

<sup>116</sup> 岡村青『満洲国崩壊 8・15』（潮書房光人新社、2021年）を参照されたい。

<sup>117</sup> 中国共産党側の日本人の留用と戦犯の送還については、大澤武司「新中国から祖国へ—日本人留用者と日本人戦犯の帰還」（加藤聖文・田畑光永・松重充浩編『挑戦する満洲研究—地域・民族・時間』国際善隣協会、2015年）を参照されたい。

<sup>118</sup> 中央档案馆・中国人民解放军档案馆編『城市解放 1949.10.1』（中国文史出版社、724-728頁）に、「中共中央東北局關於哈爾濱市工作狀況簡報（一九四八年七月十一日）」がある。冒頭に「中央に転送」とあり、「ハルビン市の総人口は79万8980人（機関部隊を除く）、そのなかには周辺の農民が9万人近く、欧僑3万521人を含む。行政区は10区、104街。〔中略〕軍、政、経の各機関公務人員などは3万4000人、中学生4100人、小学生4万6663人、外僑学生2200人。…」といった状況報告がされていた。

<sup>119</sup> 魏双・孫光妍「以人民為中心的城市解放区法治探索」『北方法学』17巻99期、2023年、158頁。

<sup>120</sup> 李高凱「邵天任：孤身一人接管敵偽哈爾濱法院」『人民法院報』2021年7月1日版。

<sup>121</sup> 浜口裕子『満洲国留日学生の日中関係史—満州事変・日中戦争から戦後民間外交へ』（勁草書房、2015年、90-98頁）では、日中友好協会の会長を務めた孫平化が中国共産党に入党する経緯とハルビンでの丁非（本名を張紹維といい、満洲国國務総理の張景恵の甥）との地下工作を書いている。邵天任が外交部の内部から彼らをどのように認識し、つながってきたかも興味深いところである。

<sup>122</sup> 邵天任の経歴などについては、「邵天任同志追悼会 5月6日在北京八宝山举行」（鳳凰網、[https://phtv.ifeng.com/phinfo/detail\\_2012\\_05/06/14345627\\_0.shtml](https://phtv.ifeng.com/phinfo/detail_2012_05/06/14345627_0.shtml)、2024年3月25日閲覧）を参照した。執筆者の個人的なことであるが、かつて北京の中国人民大学に留学しており、初期の中国語もわからないときに、新華社の元社長を務め中央宣伝部副部長の曾建徽氏と、その夫人である李吟波女史によくしてもらった。お二人はすでに高齢であった。李吟波女史は、毛沢東が信頼していた李明灝將軍（陸士13期）の次女であり、ご

1948 年 11 月に中国共産党は、東北全土を占領し、翌年には、中華人民共和国を建国する。敗戦から建国までの国共内戦時期には、漢奸や悪辣なボスなどと闘争して彼らの土地や財産を没収する「反奸清算」運動<sup>123</sup>があり、対象となったのは、日本統治時代の公共財産、公金、および日本統治者の勢力を借りて悪事を働き、財産を築いたことで民衆から恨まれていた戦犯や漢奸特務分子であった<sup>124</sup>。恐らくは、表 1、表 2 で列挙された満系司法官も対象になるのではないかと考えられる。遼東と安東の地方法院で審判官をしていた台湾人司法官の陳茂経によると<sup>125</sup>、「東北人は裁判所で働いていた日本人を敵視しており、殴られた、殺されたという事例をしばしば耳にした。」と語っており、「反奸清算」でどれほどの満系司法官が吊るしあげられていたかを把握することは、満洲国司法における満系司法官の位置づけを定める上で参考になる。

さらにいえば、中華人民共和国最高人民検察院東北工作委員会の主任であった李放の証言によれば<sup>126</sup>、1954 年 1 月に最高人民検察署から指示があり、党中央組織、検察庁系統、公安部系統から日本語の話せる人材もあわせて約 700 名の工作人員が集められ、撫順戦犯管理所での取調べが始まった。そこでは「満洲国」戦犯も同時に尋問を始め、あわせて日系官吏の罪業の暴露が要求された。したがって、日系司法官の罪業が自白以前に撫順戦犯管理所が知るところであったのは、常に隣にいた満系司法官らも厳しく尋問され、裏取りにも協力させられ、呼び出される対象であったことも見えてきた。戦後中国では、西条正『中国人として育った私』（中央公論社、1978 年）にあるように、人事記録ともいえる「档案材料」、「档案袋」があり、個人ごとに経歴管理がされていた。満系司法官の「档案材料」は如何なるものであったのか。今後の課題としたい。

中国共産党が「解放」したハルビンに、満洲国での経験がある邵天任 1 人が、地方法院の院長として赴任したということだけでは、新中国への「連続」があるとは言えない。後任の 2 代目院長の馬起、3 代目院長の王懷安は、中国共産党の革命根拠地か

---

本人はロシア語が専門で、北京大学でロシア語を教え、中共中央編訳局でグラムシやブハーリンなどを翻訳され、社会科学院で定年された。「原中宣部副部長、国新弁主任曾建徽及夫人分別題詞勉励『政商参考』雜誌跟党走」(<http://www.hnzsc.com/zt/2820.html>、2024 年 3 月 25 日閲覧)；李吟波「求索真理、耿耿此心」『内蒙古統戰理論研究』1995 年 1 月号、1995 年、31-33 頁。邵天任が、退官後に香港返還の準備工作をしている頃、曾建徽氏は全人代外務委員会主任委員で香港返還の責任者の一人であり、李吟波女史はロシア語使いの幹部の一人であったので、邵天任とも接点をもっていたと思われる。

<sup>123</sup> 「反奸清算」には、塚瀬進「国共内戦期、東北解放区における中国共産党の財政経済政策」(『長野大学紀要』88 巻、2001 年)、大澤武彦「内戦期、中国共産党による都市基層社会の統一哈爾濱を中心として」(『史學雑誌』111 (6) 2002 年)、隋藝「国共内戦期、東北における中国共産党と基層民衆一都市の『反奸清算』運動を中心に」(梅村卓・大野太観・泉谷陽子編『満洲の戦後—継承・再生・新生の地域史』勉誠出版、2018 年)がある。

<sup>124</sup> 隋藝、前掲書、214-215 頁。

<sup>125</sup> 許雪姬(羽田朝子・殷晴・杉本史子訳)、注 46 前掲書、393 頁、467 頁。

<sup>126</sup> 新井利男資料保存会、注 39 前掲書、402-425 頁。

ら来ており<sup>127</sup>、先行研究では「解放」後のハルビンに馬錫五の巡回裁判が導入されたこともあり<sup>128</sup>、現時点では、「断絶」の比重が大きいとみている。

## おわりに

本論文では、満洲国が建国されて崩壊するまでの満系司法官（中国人）について初歩的な考察を行い、法学既修者が<sup>129</sup>、敵国に占領される土地、あるいは占領された職場を捨てることもできれば、国家への忠誠に目をつぶり留任し、敵国からの厚遇を選択するものもいたことを明らかにできた。満洲国の中央司法機関および地方司法機関は、両陣営から地下工作をかけられており、中国国民党陣営に逃れた中国司法官らは戦後台湾にまでつながり、中国共産党陣営に飛び込んだ中国人司法官は、満洲国崩壊後の東北地域の司法に影響を及ぼしたことが見えてきた。

満洲国崩壊後、帝国日本に恨みを持つ大勢の中国人らが、各地で日本人に報復をし、日本人が殴られ、殺されることも発生していた。満洲国にいた日本人らは、ここに至って「他人の土地に入り込むこと自体、相手にとっては加害者である」<sup>130</sup>ことを認識するようになり、集団で警戒しながら引揚げて生き延びられた。精神病理学者である野田正彰の『戦争と罪責』（岩波書店、1998年）によれば、多数とは言えないが、いくらかの日本人が、彼らなりの罪の意識をもって生きてきたに違いないのだが、その想いは十分に分析されてこなかった。戦後日本は、「戦争は敵も味方も犠牲者にする」として、「無罰化の圧力」で押し流し、侵略戦争を直視せず、どのような戦争犯罪を重ね

<sup>127</sup> 2代目院長の馬起は、吉林双遼出身で、北平朝陽大学を卒業している。中華人民共和国の建国後には最高人民法院東北分院の民庭庭長になるが、1954年からは吉林大学法律系教授として教壇に立った。3代目院長の王懷安は、原名を王玉琳といい、四川自貢出身で、四川大学法律系を卒業する。学生運動で中国共産党に入党し、延安を経て1942年から陝甘寧辺区高等法院に入り、馬錫五の下で人民司法に従事した。新中国では、司法部の弁公室主任から司長、部長助理となり、最高人民法院の副院長を務めた。「首個城市人民法院誕生記」([https://m.thepaper.cn/baijiahao\\_13054174](https://m.thepaper.cn/baijiahao_13054174)) 澎湃 (2024年3月25日閲覧)。

<sup>128</sup> 孫光妍「馬錫五審判方式在哈爾濱城市解放區的傳承與創新」(2023年7月7日)『人民法院報』(<https://www.chinacourt.org/article/detail/2023/07/id/7386156.shtml>) (2024年3月25日閲覧)。馬錫五の巡回裁判には、張希波『馬錫五与馬錫五審判方式』(法律出版社、2013年)がある。中国語論文ながら中国国民党政権の戦区巡回裁判を扱ったものとして、三橋陽介「抗戦時期重慶国民政府之戦区巡回審判制度的制定過程」(胡春恵・唐啓華『兩岸三地歴史学研究生研討会論文選集 2008』香港：珠海書院亜州研究中心，台北：国立政治大学歴史学系、2009年)がある。

<sup>129</sup> 20世紀前半の中国では、幾多の政権が成立し併存していた。そのため、法学教育を施されたという点で資質を同一にする法律専門職（司法官、官吏、律師、大学教員）の需要が一定数あった。したがって、逃げるも残るも個人の政治的選択であった。三橋陽介「中国国民政府における法学既修者についての初歩的考察」(小野博司・出口雄一・松本尚子編『戦時体制と法学者 1931～1952』国際書院、2016年)を参照されたい。

<sup>130</sup> 加藤聖文・田畑光永・松重充浩編『挑戦する満洲研究—地域・民族・時間』東方書店、2015年、iii。「日本人が、我が物顔で満洲国内に住んでいたこと自体が侵略行為の一翼を担っていたことにほかならず、気付かないうちに現地の人々に『恨み』を与えていたに違いない。」と考えられる人は未だに多くないようである。

たかを検証せず、否認と忘却によって処理しようとしてきた<sup>131</sup>。

ラナ・ミターは、『満洲—交錯する歴史』（藤原書店、2008年）において、「中国人」の満洲史観は、まだ研究途上の初期段階にあると書いていた<sup>132</sup>。執筆者が、満洲国司法の研究を始めるために、日本での先行研究である『満洲の日本人 新装版』（吉川弘文館、2023年）、『満洲とは何だったのか 新装版』（藤原書店、2007年）、『近代中国東北地域史研究の新視角』（山川出版社、2005年）に手を伸ばし、次いで中国から先行研究を取り寄せてみたところ、確かに、中国人による歴史研究は、研究者個人が自由に進めていける領域ではないせいか、初期段階にあるという話もよくわかった。では、これからどのような研究が進められて、中国人の満洲史観が定着していくのか、中国には、「次」が、「これから」があるのだ、ということ意識させられた。

最後に余談を1つ。はじめにで取り上げた上田誠吉の『司法官の戦争責任』の65頁に、「軍法官の反満抗日」という話がある。河島徳太郎軍法官の部下1名を含む3名の若手の満系軍法官がハルビンで反満抗日思想を理由に関東軍憲兵隊に逮捕されるという事件が起こった。この3名の被疑者は、河島軍法官が公平であるから、「審判を担当してほしい」と指名してきた。「刑はどれ位か」と問われて、そこで河島軍法官は、「無期懲役」と答えた。その理由は、日本が勝てば「君たちは恩赦で釈放される」。もし日本が敗れば「君たちは勝者の英雄ではないか。5年位の刑では君たちの功績は小さかったと見られる。刑が重いほど君たちに有利である。君たちに大事なものは、君たちが今死んではならないということである。」と説明したという。

そこで、引用元の河島徳太郎『逆転—満洲帝国滅亡』（不詳、1981年）を取り寄せてみた。同8-10頁には、満洲国の崩壊後に、同僚で部下であった若手の軍法官が、関東軍顧問部にいた河島を訪ねてきて、引揚げを助けてくれたという話が載っている。その同僚の軍法官は、地下工作が認められて中国国民党陣営に迎え入れられ、軍法局の軍事検察官になり、戦後台湾では退官後に台北で弁護士をしていたという。年賀状等の挨拶もするといい、軍法官の名前は劉啓華という。ここまでが同書に書いてあった内容である。

よくできた話であると感じた一方で、どこかで嘘かも知れないとの印象もあった。そこで、執筆者は、台湾に行った折、件の軍法官で弁護士をしていたとの劉啓華の記録を探してみた。すると、前述の梁肅戎などが深く関わる『東北文献』の1984年第3期52-53頁に、「劉代表啓華先生事略」があり、実在の人物であることを確かめられた。劉啓華は、遼寧金県出身、大連政法学院を卒業後に九州大学に留学していた。満洲国崩壊後には地元の金県党部の書記長を務めてから、中国共産党軍に遼寧を追われて中国国民党の軍部に戻り、戦後台湾に渡ってからは軍法学校の主任教官などを歴任したという。1983年に国民大会の代表に補出されるものの病に倒れた。

実のところ、このエピソードはここで終わりではなく、劉啓華には3男1女があり、

<sup>131</sup> 野田正彰『戦争と罪責』岩波書店、2022年、9-10頁、388頁。

<sup>132</sup> ラナ・ミター「心のなかの満洲——一九三〇—三七年の中国東北部をめぐる出版とプロパガンダ」玉野井麻利子編『満洲—交錯する歴史』藤原書店、2008年、57頁。

この末娘が劉積順であった<sup>133</sup>。1982年10月16日、中国人民解放軍の空軍飛行員がミグ19型戦闘機に搭乗したまま中華民国の台湾に亡命した。劉啓華の娘である劉積順は、この「反共義士」呉榮根空軍上尉の最初の結婚相手であった。その後、婚姻生活は破綻し、結果として法廷で争うことになった。劉積順側の弁護士は、後に中華民国総統になる陳水扁であったが<sup>134</sup>、思うようにはいかず、劉積順は詐欺罪を問われて米国に逃亡した。一方の呉榮根も再婚したものの、最終的に米国に移住したが生活が苦しいとされ、中国大陆の人々の溜飲を下げさせている。

まさか1945年の満洲国崩壊間近に起きた軍法官の事案に、こうした後日談がつながるとは思いもしなかった。

---

<sup>133</sup> 台北市で文献調査をした次の日、中央研究院近代史研究所を訪問することにし、孫慧敏副研究員に劉啓華のことを話したところ、末娘の存在に気が付き教えてくれた。当時、中華圏を席捲した大事件であり、学内でも話題になったので覚えていたという。

<sup>134</sup> 「林憲同：劉打官司 找阿扁助陣」(<https://news.ltn.com.tw/news/focus/paper/263949>) (2024年3月25日閲覧)。